

教育委員会定例会日程

平成30年3月19日

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 会議録署名委員の決定
- 4 議事

日程第1

議案第9号

史跡小田原城跡調査・整備委員会規則の一部を改正する規則について
(文化財課)

日程第2

議案第10号

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
(教育指導課)

日程第3

議案第11号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について
(教育指導課)

日程第4

議案第12号

小田原市立小学校及び中学校の通学区域について
(教育指導課)

日程第5

議案第13号

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
(教育指導課)

日程第6

議案第14号

小田原市学校教育振興基本計画の策定について
(教育総務課)

日程第 7

報告第 2 号

事務の臨時代理の報告（平成 3 0 年 3 月補正予算）について（学校安全課）

5 報告事項

（1）平成 2 9 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の本市の結果について

（資料 1 教育指導課）

（2）小田原市いじめ防止基本方針の改定について（資料 2 教育指導課）

（3）学校施設整備（中長期）の考え方について【非公開】（資料 3 学校安全課）

6 議案

日程第 8

議案第 1 5 号

教育委員会職員の人事異動について【非公開】（教育総務課）

7 その他

8 閉 会

議案第9号

史跡小田原城跡調査・整備委員会規則の一部を改正する規則について

史跡小田原城跡調査・整備委員会規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成30年3月19日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

史跡小田原城跡調査・整備委員会規則の一部を改正する規則

史跡小田原城跡調査・整備委員会規則（平成25年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会」を「史跡小田原城跡保存活用計画策定部会」に改め、同条第2項中「次のとおり」を「史跡小田原城跡保存活用計画の策定に関する事項」に改め、同項各号を削り、同条第4項中「12人」を「9人」に改め、同条第6項中「掌理する」を「掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない」に改める。

第8条中「委員会」の次に「又は部会」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

史跡小田原城跡調査・整備委員会規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○史跡小田原城跡調査・整備委員会規則（平成25年小田原市教育委員会規則第3号）（抄）

改正後	改正前
<p>(部会)</p> <p>第6条 委員会に、<u>史跡小田原城跡保存活用計画策定部会</u>（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>2 部会が処理する事項は、委員会の所掌事務のうち、<u>史跡小田原城跡保存活用計画の策定に関する事項</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 部会員の数は、<u>9人</u>以内とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 部会長は、部会の事務を<u>掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>(関係者の出席等)</p>	<p>(部会)</p> <p>第6条 委員会に、<u>史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会</u>（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>2 部会が処理する事項は、委員会の所掌事務のうち、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>史跡小田原城跡の整備における植栽の取扱いに関する事項</u></p> <p>(2) <u>史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画の短期実施計画に位置付けられた樹木の取扱いに関する事項</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 部会員の数は、<u>12人</u>以内とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 部会長は、部会の事務を<u>掌理する。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>(関係者の出席等)</p>
<p>第8条 委員会又は<u>部会</u>において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明</p>	<p>第8条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、</p>

を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

又は資料の提出を求めることができる。

議案第10号

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
について

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につ
いて、議決を求める。

平成30年3月19日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 各教科等（小学校にあつては各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動をいい、中学校にあつては各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動をいう。）の学年別授業時数

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案10号 小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

学習指導要領の一部改訂により、小学校道徳が教科となることに伴い所要の整備を行うため改正する。

[内容]

1 教育課程の編成（第6条関係）

小学校において、平成30年度から道徳が特別の教科となることに伴い所要の整備を行うこととする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適用]

平成30年4月1日

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新旧対照条文

○小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年小田原市教育委員会規則第1号）（抄）（本則関係）

改正後	改正前
<p>(教育課程の編成)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 各教科等（<u>小学校にあつては各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動をいい、中学校にあつては各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動をいう。</u>）の学年別授業時数</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(教育課程の編成)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 各教科<u>及び道徳</u>の学年別授業時数</p> <p>(2) (略)</p>

議案第 1 1 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について
学校教育法施行細則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成 3 0 年 3 月 1 9 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「規定」を「指定」に、「別表に」を「教育委員会が別に」に、「応じて」を「基づき」に改め、同条第3項中「片浦小学校へ」を「片浦小学校に」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第19条中「学校義務」を「就学義務」に改める。

別表を削る。

様式第26号その2、その3、その4及びその5を次のように改める。

様式第26号（第28条関係）その3 通常学級用

通常学級用

小学校児童指導要録抄本

学籍に関する記録					
児童	フリガナ 氏名	性別	学校名及び所在地		
	現住所	年 月 日生			
	卒業	年 月 日			
指導に関する記録（第6学年）					
各教科の学習の記録			特別の教科 道徳		
教科	I 観点別学習状況		学習状況及び道徳性に係る成長の様子		
	観 点		II 評定		
国語	国語への関心・意欲・態度		外国語活動の記録		
	話す・聞く能力		観 点		
	書く能力		評 価		
	読む能力		コミュニケーションへの関心・意欲・態度		
	言語についての知識・理解・技能		外国語への慣れ親しみ		
社会	社会的関心への関心・意欲・態度		言語や文化に関する気付き		
	社会的な思考・判断・表現		総合的な学習の時間の記録		
	観察・資料活用		学習活動	観 点	評 価
	社会的関心についての知識・理解				
算数	算数への関心・意欲・態度		特別活動の記録		
	数学的な考え方		内 容		
	数量や図形についての技能		観 点		
	数量や図形についての知識・理解		活動の状況		
理科	自然事象への関心・意欲・態度		学級活動		
	科学的な思考・表現		児童会活動		
	観察・実験の技能		クラブ活動		
	自然現象についての知識・理解		学校行事		
生活	生活への関心・意欲・態度		行 動 の 記 録		
	活動や体験についての思考・表現		項 目		
	身近な環境や自分についての気付き		行動の状況		
音楽	音楽への関心・意欲・態度		基本的な生活習慣		
	音楽表現の創意工夫		健康・体力の向上		
	音楽表現の技能		自主・自律		
	鑑賞の能力		責任感		
			創意工夫		
図画工作	造形への関心・意欲・態度		思いやり・協力		
	発想や構想の能力		生命尊重・自然愛護		
	創造的な技能		勤労・奉仕		
	鑑賞の能力		公正・公平		
			公共心・公德心		
総合所見及び指導上参考となる諸事項					
家庭	家庭生活への関心・意欲・態度		この抄本の記載は、原本と相違ないことを証明する。 年 月 日		
	生活を創意工夫する能力				
	生活の技能				
体育	家庭生活についての知識・理解		学 校 名 校 長 氏 名		
	運動や健康・安全への関心・意欲・態度				
	運動や健康・安全についての思考・判断				
	運動の技能				
健康についての知識・理解					

様式第26号（第28条関係）その4 特別支援学級用

（指導に関する記録）

児童氏名	学校名	区分	1	2	3	4	5	6	
		学年							
		学級							
		整理番号							

各教科・特別活動・自立活動の記録							
学年 教科等	1	2	3	4	5	6	
生活・国語・算数・音楽・図画工作・体育・特別の教科 道徳等							
特別活動							
自立活動							

児童氏名

総合的な学習の時間の記録			
第3学年		第5学年	
第4学年		第6学年	

行動の記録			
第1学年		第4学年	
第2学年		第5学年	
第3学年		第6学年	

総合所見及び指導上参考となる諸事項			
第1学年		第4学年	
第2学年		第5学年	
第3学年		第6学年	

出欠の記録						
区分 学年	授業日数	出席停止・ 遅刻等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						

様式第26号（第28条関係）その5 特別支援学級用

特別支援学級用 小学校児童指導要録抄本

学籍に関する記録					
児童	氏名 <small>フリガナ</small>		性別		学校名及び所在地
		年 月 日生			
	現住所				
	卒業	年 月 日			
指導に関する記録（第6学年）					
学習の記録					
教科等	生			図画	
	活			工作	
	国			体	
	語			育	
等	算			特別	
	数			活動	
	音			自立	
	楽			活動	
特別の 教科 道徳					
総合的 な学習 の時間 の記録					
行動の 記録					
総合所見及び指導上参考となる諸事項					
<p>この抄本の記載は、原本と相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">学 校 名 校 長 氏 名</p>					

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案 11 号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則

[改正理由]

市立の小学校及び中学校の通学区域を定める別表について、住居表示による一覧から地図による一覧に改正するための所要の措置を講ずるために改正する。

また、学習指導要領の改訂により、小学校道徳が平成 30 年度から、特別の教科道徳になることから、第 28 条に定める指導要録等の様式を変更するための所要の措置を講ずるために改正する。

[内容]

- 1 小田原市立小学校及び中学校の通学区域（第 5 条関係）
小田原市立小学校及び中学校の通学区域は教育委員会が別に定めることとする。
- 2 別表の廃止（別表関係）
通学区域を定める別表を廃止することとする。
- 3 指導要録等の様式の変更（第 28 条関係）
小学校指導要録及び抄本に、特別の教科道徳の記載欄を設けることとする。
- 4 その他
規定を整備することとする。

[適用]

平成 30 年 4 月 1 日

学校教育法施行細則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）（抄）（本則関係）

改 正 後	改 正 前							
(入学期日等の通知及び学校の指定)	(入学期日等の通知及び学校の指定)							
<p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の<u>指定</u>は、<u>教育委員会が別に定める</u>市立の小学校及び中学校の通学区域に<u>基づき</u>行うものとする。</p> <p>3 前項の規定は、保護者から<u>片浦小学校に</u>就学させようとする旨の申出があつた<u>場合には</u>、適用しない。</p>	<p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の<u>規定</u>は、<u>別表に定める</u>市立の小学校及び中学校の通学区域に<u>応じて</u>行うものとする。</p> <p>3 前項の規定は、保護者から<u>片浦小学校へ</u>就学させようとする旨の申出があつた<u>場合は</u>、適用しない。</p>							
(猶予又は免除の願い出)	(猶予又は免除の願い出)							
<p>第19条 <u>就学義務</u>の猶予又は免除についての願い出は、就学義務の猶予・免除願（様式第19号）をもってしなければならない。</p>	<p>第19条 <u>学校義務</u>の猶予又は免除についての願い出は、就学義務の猶予・免除願（様式第19号）をもってしなければならない。</p>							
	<p><u>別表</u>（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>小田原市立小学校及び中学校の通学区域</u></p> <p style="text-align: center;">1 <u>小学校通学区域</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">学校名</th> <th style="width: 80%;">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">三の丸小学校</td> <td>栄町一丁目1番～16番、17番7号～39号、18番6号～37号、19番</td> </tr> <tr> <td>栄町二丁目1番～11番、12番1号～15号、46号、13番1号～27号、59号、60号</td> </tr> <tr> <td>栄町三丁目1番、10番1号、2号、3号の一部、17号～37号</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	三の丸小学校	栄町一丁目1番～16番、17番7号～39号、18番6号～37号、19番	栄町二丁目1番～11番、12番1号～15号、46号、13番1号～27号、59号、60号	栄町三丁目1番、10番1号、2号、3号の一部、17号～37号	
学校名	通学区域							
三の丸小学校	栄町一丁目1番～16番、17番7号～39号、18番6号～37号、19番							
	栄町二丁目1番～11番、12番1号～15号、46号、13番1号～27号、59号、60号							
	栄町三丁目1番、10番1号、2号、3号の一部、17号～37号							

	号、11番1号～15号、20号～26号、12番～14番、19番1号、2号、33号～41号 浜町一丁目2番～4番、9番 19号～23号、10番1号～17号、20号～43号 浜町三丁目 本町一丁目 本町二丁目 本町三丁目 本町四丁目 城内 南町一丁目 南町二丁目 南町三丁目 南町四丁目 1番～5番 城山一丁目1番～6番 51号、57号、58号の一部 城山二丁目1番7号～20号、27番 66号～77号、29番 城山三丁目1番1号～20号、2番～6番、10番1号～9号、11番～31番 城山四丁目 十字 (1,016番地を除く。) 板橋 865番地
新玉小学校	栄町一丁目 17番1号～6号、18番1号～5号、20番 栄町二丁目 12番 16号～45号、13番 28号～58号、14番、15番 栄町三丁目 2番～7番、8番1号～14号、9番、10番 3号の一部、4号～16号、11番 16号～19号、15番～18番、19番 3号～32号、20番～22番 栄町四丁目 中町一丁目 1番 19号、2番 1号、21号、22号 中町三丁目 浜町一丁目 1番、5番～8番、9番 1号～18号、24号～32号、10番 18号、19号、11番～16番 浜町二丁目 浜町四丁目
足柄小学校	扇町一丁目 15番 7号～30号、扇町二丁目 扇町三丁目 扇町四丁目 扇町五丁目 扇町六丁目 814番地～

	<p>913 番地、1,018 番地 井細田 (616 番地を除く。) 多古 (391 番地～393 番地を除く。) 久野 77 番地～79 番地、81 番地～83 番地、85 番地、86 番地、138 番地、139 番地、148 番地、153 番地～161 番地、164 番地、165 番地、169 番地、184 番地～196 番地、198 番地～212 番地、247 番地、248 番地の一部、249 番地～297 番地、299 番地～312 番地、314 番地～395 番地、402 番地～469 番地、474 番地～619 番地、632 番地、653 番地、655 番地～660 番地、667 番地～681 番地、690 番地～692 番地、701 番地～713 番地、726 番地、732 番地、734 番地～751 番地、754 番地～765 番地、767 番地～769 番地、789 番地、791 番地～798 番地、881 番地～886 番地、1,018 番地～1,029 番地、1,030 番地の一部</p>
<p>芦子小学校</p>	<p>栄町三丁目 8 番 15 号 中町一丁目 9 番、12 番～15 番 城山一丁目 6 番 52 号～56 号、58 号の一部、59 号～66 号、7 番～31 番 城山二丁目 1 番 1 号～6 号、21 号～24 号、2 番～26 番、27 番 1 号～65 号、28 番 城山三丁目 1 番 21 号～30 号、7 番～9 番、10 番 (1 号～9 号を除く。) 扇町一丁目 1 番～14 番、15 番 1 号～6 号、31 号～40 号、16 番～46 番 緑 荻窪 谷津 池上 井細田 616 番地 久野 1 番地～76 番地、80 番地、84 番地、87 番地～137 番地、</p>

	140 番地～147 番地、149 番地～152 番地、162 番地、163 番地、166 番地～168 番地、170 番地～183 番地、197 番地、213 番地～246 番地、248 番地の一部、298 番地、470 番地～473 番地、620 番地～631 番地、633 番地～652 番地、654 番地、661 番地～666 番地、687 番地～689 番地、693 番地～700 番地、1,859 番地～1,922 番地
大窪小学	南町四丁目 6 番～11 番 十字 1,016 番地 板橋 (210 番地～362 番地、865 番地を除く。) 南板橋 風祭 入生田 水之尾
早川小学	板橋 210 番地～362 番地 早川 早川一丁目～早川三丁目
山王小学	東町一丁目 6 番～32 番 東町二丁目～東町五丁目
久野小学	久野 313 番地、396 番地～401 番地、682 番地～686 番地、714 番地～725 番地、727 番地～731 番地、733 番地、752 番地、753 番地、766 番地、770 番地～788 番地、790 番地、799 番地～880 番地、887 番地～1,017 番地、1,030 番地の一部、1,031 番地～1,858 番地、1,923 番地～4,871 番地
富水小学	扇町六丁目 51 番地～63 番地、914 番地～917 番地、1,055 番地～1,068 番地 多古 391 番地～393 番地 蓮正寺 254 番地の一部、255 番地～294 番地、295 番地の 2、315 番地、317 番地～340 番地、750 番地～758 番地、760 番地～776 番地、799 番地～807

	番地、829番地～1,054番地 飯田岡 2番地の1、3番地～34番地、45番 地の一部、46番地～72番地、78番 地の2、78番地の16～18、79番地 ～83番地、97番地～111番地、133 番地～660番地 堀之内 317番地～ 327番地 柳新田 42番地～47番地、 50番地の3 小台 1番地～59番地、 352番地～358番地、370番地～379 番地 新屋 26番地～39番地、44番 地～143番地、206番地～212番地、 263番地～280番地、282番地 府川 北ノ窪 清水新田 1番地～126番 地、134番地の2、135番地の2、 135番地の6、136番地～301番地 穴部 穴部新田
町田小学 校	中町一丁目 1番（19号を除く。）、 2番（1号、21号、22号を除 く。）、3番～8番、10番～11番 中町二丁目 寿町一丁目～寿町五丁 目 東町一丁目 1番～5番
下府中小 学校	中里 鴨宮 3番地、4番地の一部、 5番地の一部、6番地～29番地、36 番地～40番地、129番地～143番 地、147番地～162番地、163番地の 一部、164番地～233番地、239番地 ～252番地、266番地～286番地、 303番地～306番地、309番地、310 番地、666番地の3、666番地の5、 666番地の6、666番地の8 下新田 262番地～264番地 酒匂 924番地～ 944番地、954番地～996番地、 1,040番地～1,055番地、1,122番地

	<p>～1,129番地、1,374番地～1,442番地、1,444番地 前川1番地～245番地、1,580番地～1,595番地</p>
桜井小学校	<p>曾比 栢山1番地～1,043番地、1,077番地～1,134番地、1,137番地～1,139番地、1,141番地～2,143番地、2,146番地～2,148番地、2,149番地の1、2,197番地～2,288番地、2,291番地～2,294番地、2,338番地～2,893番地、2,911番地～2,951番地、2,996番地～3,016番地、3,051番地、3,054番地～3,071番地、3,301番地～3,308番地の1、3,320番地～3,338番地、3,563番地～3,582番地、3,595番地～3,950番地</p>
千代小学校	<p>別堀 高田 千代 永塚 東大友 西大友 延清</p>
下曾我小学校	<p>曾我原 曾我谷津 曾我別所 曾我岸 曾我光海 上曾我 826番地、998番地</p>
国府津小学校	<p>国府津一丁目～国府津三丁目 国府津四丁目（1番1号を除く。） 国府津五丁目1番～6番、8番1号 国府津 田島 小八幡三丁目7番51号～55号 小八幡四丁目1番、10番1号～8号 小八幡</p>
酒匂小学校	<p>酒匂二丁目14番、21番 酒匂三丁目12番27号～34号 酒匂四丁目～酒匂六丁目 酒匂七丁目2番～6番 小八幡一丁目 小八幡二丁目 小八幡三丁目（7番51号～55号を除く。） 小八幡四丁目（1番、10番1号～8号を除く。）</p>

片浦小学校	石橋 米神 根府川 江之浦
曾我小学校	上曾我（826番地、998番地を除く。） 下大井 鬼柳 曾我大沢
東富水小学校	蓮正寺1番地～253番地、254番地の一部、295番地の一部、296番地～314番地、316番地、341番地～749番地、759番地、777番地～798番地、808番地～828番地 中曾根 飯田岡1番地、2番地の2、35番地～44番地、45番地の一部、73番地～77番地、78番地の1、78番地の6～15、78番地の19、78番地の21～23、84番地～96番地、112番地～132番地 堀之内1番地～126番地、136番地～209番地、242番地～259番地、260番地の一部、261番地の一部、414番地～416番地、436番地～439番地、441番地～459番地 栢山 1,044番地～1,076番地、1,135番地、1,136番地、1,140番地
前羽小学校	国府津四丁目1番1号 国府津五丁目7番、8番（1号を除く。）、9番～14番 前川 246番地～1,579番地 羽根尾（425番地～428番地、430番地の1～3、553番地～589番地を除く。） 中村原 114番地の1、142番地
下中小学校	羽根尾 425番地～428番地、430番地の1～3、553番地～589番地 中村原（114番地の1、142番地を除く。） 上町 小船 山西 沼代 小竹 川匂 東ヶ丘

	地、3,072 番地～3,300 番地、3,308 番地の2～3,319 番地、3,339 番地～3,562 番地、3,583 番地～3,594 番地、3,951 番地～3,996 番地
豊川小学校	飯泉（60 番地～498 番地を除く。） 成田（45 番地～48 番地を除く。） 桑原
富士見小学校	南鴨宮一丁目～南鴨宮三丁目 酒匂一丁目 酒匂二丁目 1 番～13 番、15 番～20 番、22 番～44 番 酒匂三丁目 1 番～11 番、12 番 1 号～26 号、13 番～16 番 酒匂七丁目 1 番 西酒匂一丁目～西酒匂三丁目

2 中学校通学区域

学校名	通学区域
城山中学校	三の丸小学校の通学区域 新玉小学校の通学区域のうち栄町三丁目 2 番～7 番、8 番 1 号～14 号、9 番、10 番 3 号の一部、4 号～16 号、15 番～18 番、19 番 3 号～32 号、20 番～22 番 芦子小学校の通学区域のうち城山一丁目 6 番 52 号～56 号、58 号の一部、59 号～66 号、7 番～31 番
白鷗中学校	城山二丁目 1 番 1 号～6 号、21 号～24 号、2 番～26 番、27 番 1 号～65 号、28 番 城山三丁目 1 番 21 号～30 号、7 番～9 番、10 番（1 号～9 号を除く。） 扇町一丁目 1 番～4 番、5 番 1 号、6 番 1 号～9 号 緑荻窪 392 番地 谷津 片浦小学校の通学区域
	新玉小学校の通学区域のうち栄町一

校	丁目 17 番 1 号～6 号、18 番 1 号～5 号、20 番 栄町二丁目 12 番 16 号～45 号、13 番 28 号～58 号、14 番、15 番 栄町三丁目 11 番 16 号～19 号 栄町四丁目 中町一丁目 1 番 19 号、2 番 1 号、21 号、22 号 中町三丁目 浜町一丁目 1 番、5 番～8 番、9 番 1 号～18 号、24 号～32 号、10 番 18 号、19 号、11 番～16 番 浜町二丁目 浜町四丁目 山王、町田各小学校の通学区域
白山中学校	足柄小学校の通学区域 芦子小学校の通学区域のうち栄町三丁目 8 番 15 号 中町一丁目 9 番、12 番～15 番 扇町一丁目 5 番 2 号～23 号、6 番 10 号～47 号、7 番～14 番、15 番 1 号～6 号、31 号～40 号、16 番～46 番 荻窪 (392 番地を除く。) 池上 井細田 616 番地 久野 久野小学校の通学区域
城南中学校	大窪、早川各小学校の通学区域
鴨宮中学校	下府中小学校の通学区域 矢作小学校の通学区域 豊川小学校の通学区域のうち飯泉
千代中学校	千代、下曽我、曾我各小学校の通学区域 豊川小学校の通学区域のうち 成田 桑原
国府津中学校	国府津小学校の通学区域
酒匂中学校	酒匂、富士見各小学校の通学区域
泉中学校	富水、東富水各小学校の通学区域

橘中学校	前羽、下中各小学校の通学区域
城北中学校	桜井、報徳各小学校の通学区域

様式第26号その2、その3、その4及びその5（第28条関係）は省略

議案第 12 号

小田原市立小学校及び中学校の通学区域について

小田原市立小学校及び中学校の通学区域について、議決を求める。

平成 30 年 3 月 19 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

議案第 13 号

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、議決
を求める。

平成 30 年 3 月 19 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和58年小田原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条中「平成20年文部科学省告示第26号」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案第13号 小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

[改正理由]

平成29年3月31日付文部科学省告示第62号により、幼稚園教育要領が全部改正されたことに伴う根拠基準を改正するため。

[内容]

幼稚園教育要領の根拠規定を整備することとする。

[適用]

平成30年4月1日

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和58年小田原市教育委員会規則第4号）（抄）
（本則関係）

改正後	改正前
<p data-bbox="212 562 440 595">（教育課程の編成）</p> <p data-bbox="165 636 782 943">第9条 幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領（<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。</u>）の基準により、園長が編成する。</p>	<p data-bbox="858 562 1086 595">（教育課程の編成）</p> <p data-bbox="809 636 1425 779">第9条 幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領（<u>平成20年文部科学省告示第26号</u>）の基準により、園長が編成する。</p>

議案第14号

小田原市学校教育振興基本計画の策定について

小田原市学校教育振興基本計画の策定について、議決を求める。

平成30年3月19日提出

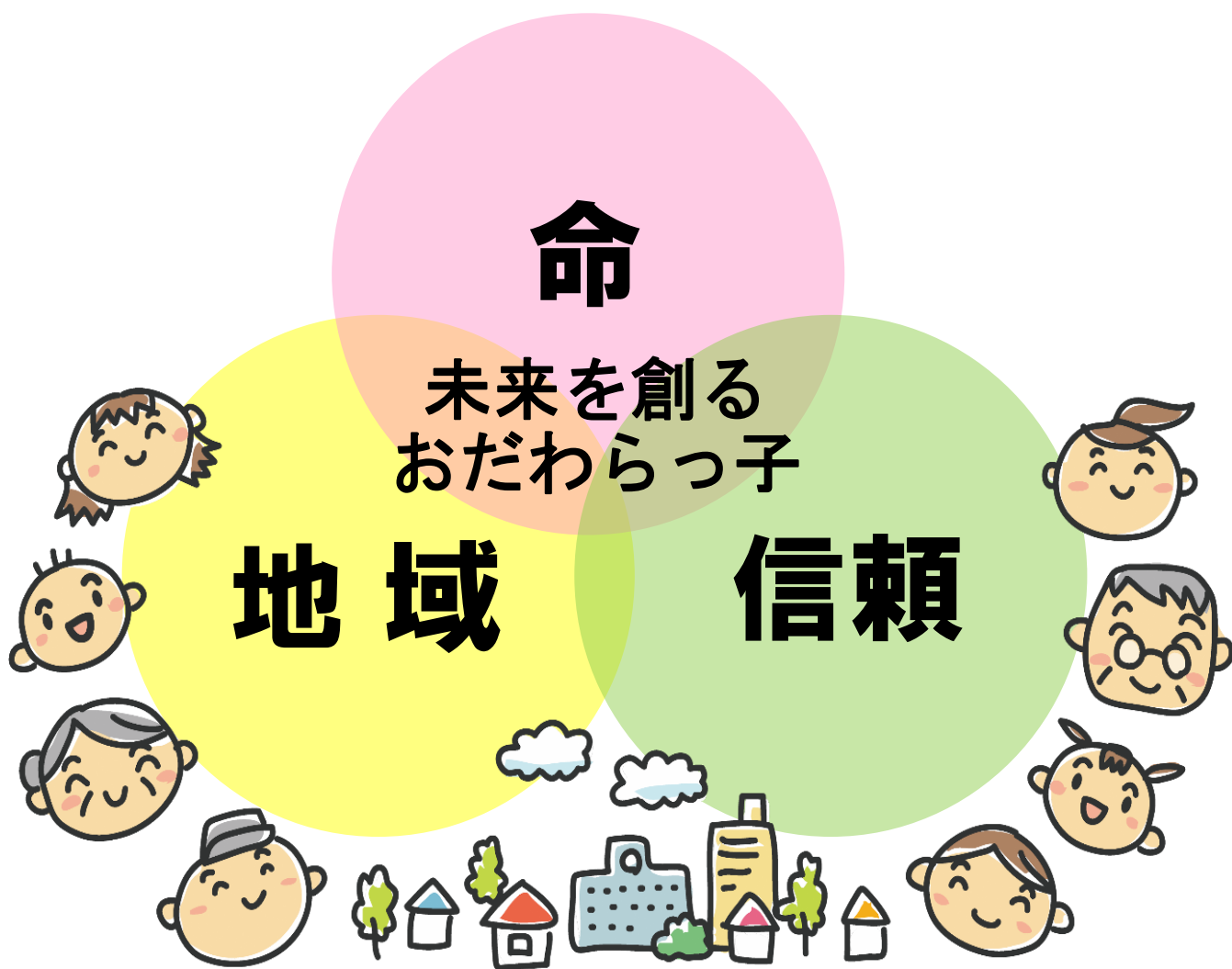
小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

案

小田原市 学校教育振興基本計画

平成30年度～平成34年度



小田原市教育委員会

小田原市教育都市宣言

(平成16年4月1日告示・制定)

小田原市民は、子どもたちが希望を持ち、健やかに成長してほしいと願っています。世界に目を開く地球市民であり、郷土の文化と伝統を誇りにしたいと思っています。一人ひとりが自立し、家庭、学校、地域が支え合う社会を築きたいと願っています。

小田原市と小田原市教育委員会は、市民のこうした思いや願いを実現するために、ここに教育の行き届いたまち、教育都市を宣言します。

- 1 一人ひとりが、尊い命です。心身ともに健康で思いやりのある人の育成に努めます。
- 2 家庭は、心を育みます。家族の絆を紡ぎ、人としての心がまえを養う家庭づくりを支えます。
- 3 学校は、生きる力を培います。児童生徒の確かな学力を育成し、社会の仕組みの基礎を教えます。
- 4 地域は、支え合いながら、繁栄します。青少年が社会の一員であることを自覚し、社会活動に参加できる地域づくりに努めます。
- 5 地球のすべてのものは、結ばれています。かけがえのない文化や伝統を受け継ぎ、自然や国際社会との交流を深める実践活動を進めます。

はじめに

グローバル化や高度情報化の進展、また、エネルギーや医療など様々な分野の著しい進歩により、社会は日々変化し、私たちの身の回りの環境を大きく変えています。さらに、AI技術の進歩により多くの作業が自動化され、現在、人間が行っている多くの仕事が失われていくという将来予測もあります。

いずれにしても、今の子どもたちが生産世代となる頃、彼ら、彼女らは、私たち大人がこれまでに経験してきたものとは大きく様変わりした社会を担っていくことが考えられます。

文部科学省においては、平成29年3月に公示した「新学習指導要領」の考え方として、子どもたちが「新しい時代に必要となる資質・能力」「未来の創り手となるために必要な資質・能力」を身に付けるための教育課程の実現をうたっており、新しい時代と社会を見据えた改訂となっています。

このように、変化の激しく先行きが不透明で、誰も予想ができないと言われる社会の到来を前に、子どもたちには多様性を認め、協力しあいながら、これまで以上に自ら考え、課題を解決していく力が求められています。

こうした中で、このたび本市では、「小田原市学校教育振興基本計画」を策定しました。これは、平成25年度から5か年を期間として推進してきた前計画を継承する形で、学習指導要領の改訂や様々な社会状況の変化等のほか、本市固有の「おだわらっ子の約束」「小田原市教育大綱」の理念を踏まえ、新たに策定したものです。

本計画においては、本市の目指す子ども像を「未来を創るたくましい子ども」と定めています。この計画の推進により、小田原の豊かな地域資源を生かしながら、子どもたちそれぞれが持つ可能性を最大限に発揮し、社会を自ら創っていくたくましさを身に付けるために必要な教育環境を整えてまいります。

また、子どもたちを支える姿勢として、「命・地域・信頼」をキーワードに掲げていきます。この小田原の地で、子どもたちが日々安全で安心して過ごし、たくましく育っていくためには、学校のみならず家庭・地域社会・行政が共に連携して子どもたちの育ちを支えていくことが必要不可欠です。日頃からお力添えをいただいている関係者の皆様に深く感謝するとともに、引き続きの御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり御尽力いただいた有識者会議の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただいた全ての皆様に、厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

小田原市教育委員会

目 次

I	計画の策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の範囲	1
3	計画の対象期間	1
4	計画の位置付けと他の計画との関係性	2
II	策定の背景	3
1	社会状況の変化	3
2	教育をめぐる現状	8
III	基本目標	15
IV	小田原市の目指す子ども像	17
V	計画体系図	19
VI	施策の展開	20
	おだわらっ子の約束の推進	20
	重点方針1 学ぶ力	21
	重点方針2 豊かな心	24
	重点方針3 健やかな体	29
	重点方針4 生活力	32
	重点方針5 家庭教育	37
	重点方針6 就学前教育	39
	重点方針7 学校教育	41
	重点方針8 コミュニティ・スクール	49
	重点方針9 教育施設環境	53
VII	計画の推進に当たって	57
1	進行管理	57
2	成果指標	57
	資料編	60

*が付いている用語については資料編「用語解説」にて解説しています。

I 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月の「教育基本法」の改正に伴い、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、国は、平成 20 年 7 月に「教育振興基本計画」を策定しました。それに伴い、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参考にして地域の実情に応じた教育振興基本計画を策定することになりました。

本市では、平成 15 年 3 月に策定した「おだわらっこ教育プラン」（計画期間 10 年間）に基づき教育を推進してきましたが、急速に進む少子高齢化、グローバル化や高度情報化の進展、さらには生活様式の変化や地域のつながりの希薄化など、社会情勢の変化や教育に対する社会的要請の増大や多様化を踏まえ、平成 25 年 3 月に平成 25 年度からの 5 か年を計画期間とする「小田原市学校教育振興基本計画」を策定しました。この間、平成 28 年 3 月には、新たに設置した市長と教育委員による総合教育会議*において本市の教育の根本となる方針として、平成 28 年度から 31 年度を対象期間とする「小田原市教育大綱」*を策定しました。

国の教育振興基本計画は、平成 30 年度からの第 3 期計画の策定に向けて審議が進められていますが、その審議の方向性を参考にしながら、小田原市教育大綱を踏まえ、小田原市学校教育振興基本計画を策定します。

2 計画の範囲

教育委員会の所管する事務を中心に、学校教育に関わる計画とします。

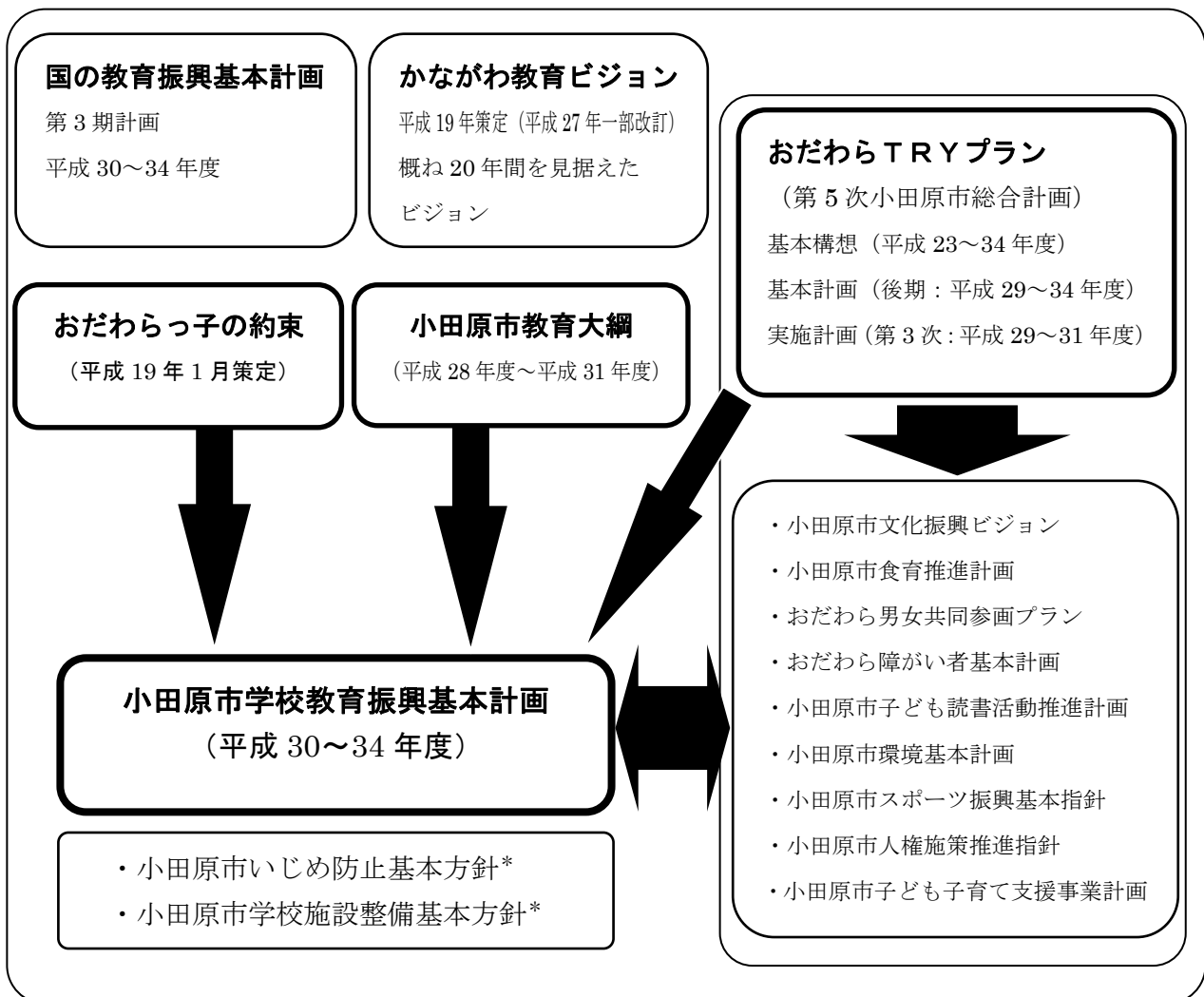
3 計画の対象期間

小田原市学校教育振興基本計画の計画期間は、平成 30 年度～平成 34 年度の 5 か年とします。

なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった場合には、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

4 計画の位置付けと他の計画との関係性

- この計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定します。
- この計画は、「おだわらTRYプラン」(第5次小田原市総合計画)の個別計画として位置付け、他の計画と連携を図りながら施策を推進します。
- この計画は、国の教育振興基本計画及び「かながわ教育ビジョン」を参考にしながら策定します。
- この計画は、小田原市教育大綱と「おだわらっ子の約束」*を理念として策定します。



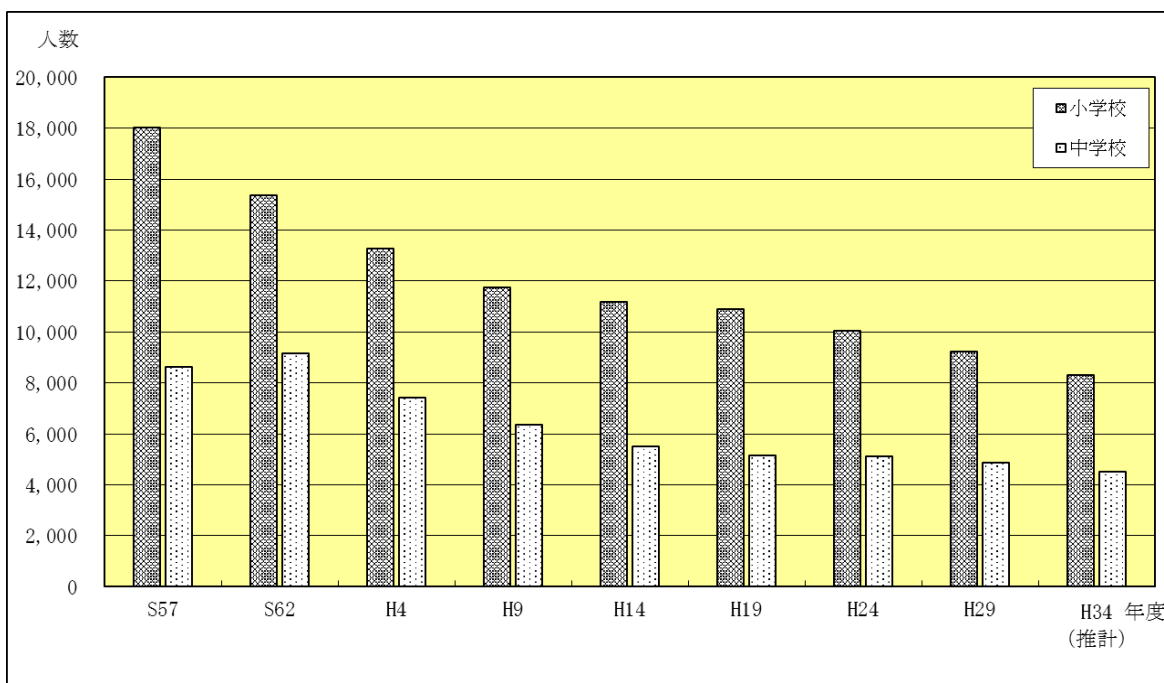
Ⅱ 策定の背景

1 社会状況の変化

(1) 少子化の進行

本市の市立小中学校の児童生徒数は、昭和 57 年の 26,619 人をピークに減少を続け、平成 29 年度は 13,787 人と 35 年間で約 49%の減、この 10 年間の推移を見ても約 15%減少しており、少子化の傾向が顕著に表れています。また、学区別未就学児集計から推計する 5 年後の児童生徒数は 12,913 人で 6.3%減となる見込みで、今後も少子化が進行していくことが想定されます。

児童生徒数推移（表 1）



(各年 5 月 1 日現在)

年度	小学校				中学校				合計			
	児童数	5 年前比		生徒数	5 年前比		児童・生徒数	5 年前比				
	人	増減数	増減率	人	増減数	増減率	人	増減数	増減率			
S57	18,009			8,610			26,619					
S62	15,363	-2,646	-14.7%	9,170	560	6.5%	24,533	-2,086	-7.8%			
H4	13,268	-2,095	-13.6%	7,407	-1,763	-19.2%	20,675	-3,858	-15.7%			
H9	11,745	-1,523	-11.5%	6,362	-1,045	-14.1%	18,107	-2,568	-12.4%			
H14	11,165	-580	-4.9%	5,509	-853	-13.4%	16,674	-1,433	-7.9%			
H19	10,911	-254	-2.3%	5,151	-358	-6.5%	16,062	-612	-3.7%			
H24	10,048	-863	-7.9%	5,105	-46	-0.9%	15,153	-909	-5.7%			
H29	9,131	-917	-9.1%	4,656	-449	-8.8%	13,787	-1,366	-9.0%			
H34 (推計)	8,518	-613	-6.7%	4,395	-261	-5.6%	12,913	-874	-6.3%			

◆出典：平成 29 年度までは学校基本調査

◆平成 34 年度（推計）は平成 30 年 2 月 1 日付「学区別未就学児集計」からの推計

◆小学校児童数のピークは昭和 56 年度の 18,097 人、中学校生徒数のピークは昭和 61 年度の 9,207 人

(2) 家庭・地域の教育力の低下

本市の1世帯あたりの人数は減少が続いており、平成27年度では2.46人となっています。総人口が減少する一方で世帯数は増加しており、核家族世帯が増加しています。また、0歳から14歳の年少人口も減少傾向にあり、18歳未満の世帯員がいる三世帯世帯も減少し続けています。

核家族化や少子化の進行により、子どもたちにとって祖父母の経験からの学びや兄弟姉妹で切磋琢磨する機会は著しく減少しています。また、親の子育ても手探り状態で行わざるを得ない状況も生じています。家庭は全ての教育の出発点として、日々の生活を通して子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身に付ける場であることから、家庭での子育てや教育の在り方について見つめ直す必要があります。

また、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域との関わりを持たない暮らし方が増えています。人と人とのつながりの希薄化が懸念される中で、地域行事への積極的な参加や、一緒に遊び、勉強を教えてもらうなどの身近な遊びの場、子どもの居場所等が求められています。

小田原市の人口推移（表2）

（各年10月1日現在）

年度	H2	H7	H12	H17	H22	H27
総人口	193,417人	200,103人	200,173人	198,741人	198,327人	194,086人
年少人口（0～14歳）	34,031人	31,138人	28,985人	27,116人	25,447人	23,061人
生産年齢人口（15～64歳）	136,927人	141,420人	137,655人	132,060人	126,244人	116,994人
老年人口（65歳～）	22,459人	27,545人	33,533人	39,565人	46,636人	54,031人
世帯数 （1世帯当たり人口）	61,360世帯 (3.15人)	67,916世帯 (2.95人)	71,532世帯 (2.80人)	74,291世帯 (2.68人)	77,793世帯 (2.55人)	79,007世帯 (2.46人)
核家族世帯	37,753世帯	41,231世帯	43,512世帯	44,571世帯	45,721世帯	46,460世帯
18歳未満世帯員のいる核家族世帯	17,257世帯	15,907世帯	15,382世帯	14,820世帯	14,390世帯	13,959世帯
18歳未満世帯員のいる三世帯世帯	5,792世帯	4,932世帯	3,961世帯	3,202世帯	2,513世帯	1,824世帯

◆出典：国勢調査

◆年齢不詳人口は、年齢別の割合に応じて按分

地域での活動、交流の状況（表3）

（平成29年4月実施）

設問	小学6年生			中学3年生		
	小田原市	神奈川県	全国	小田原市	神奈川県	全国
「今住んでいる地域の行事に参加している。」の設問に対する「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」の合計の割合	51.2%	55.2%	62.6%	34.0%	35.1%	42.1%
「地域の大人（学校や塾・習い事の先生を除く）に勉強やスポーツを教えてもらったり、一緒に遊んだりすることがありますか」の設問に対する「よくある」、「時々ある」の合計の割合	38.7%	39.3%	41.1%	24.8%	23.3%	23.6%
「地域社会などでボランティア活動に参加したことがありますか」の設問に対する「参加したことがある」の割合	27.6%	30.4%	35.4%	56.8%	46.5%	49.7%

◆出典：平成29年度全国学力・学習状況調査「児童生徒質問紙調査」

(3) 進むグローバル化

本市の在住外国人は増加しており、平成30年2月末時点では55か国・2,165人となっています。

社会や経済のグローバル化に伴い、国際的な視野を持ち、世界に通用する人材を育成し、多様な文化との相互交流、相互理解を深め、共生していくことが求められています。

外国籍の市民に対しては、子どもたちへの日本語指導等、幅広い就学支援が必要となっています。

国別在籍児童生徒数（表4）

（平成30年3月1日現在）

小学校				中学校			
国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数
フィリピン	8人	ボリビア	1人	フィリピン	7人	スリランカ	2人
中国	8人	マレーシア	1人	中国	7人	アメリカ	1人
韓国	7人	ウズベキスタン	1人	ペルー	4人	ベトナム	1人
ペルー	7人	ベトナム	1人	ブラジル	3人	タイ	1人
ブラジル	2人	合計	36人	ボリビア	2人	合計	28人

◆教育指導課調べ

(4) 高度情報化

コンピュータをはじめとしたICT*（情報通信技術）の普及と発達が飛躍的に進み、いつでもどこでもインターネットに接続できるようになりました。情報収集やコミュニケーションの面で、社会全体の利便性が向上する一方で、これらを利用した犯罪などの問題も発生しています。

また、子どもたちが容易に情報を入手し、発信することが可能となり、携帯電話やインターネットを通じたコミュニケーションがさらに進む一方で、有害サイトや「インターネットを通じたいじめ」等への対応も課題となっています。

子どもたちには、得られた情報のみにとらわれることなく、情報の真偽を見極めて主体的に考え、正しく判断するためのリテラシー教育や、携帯電話等の利用マナーを身に付けるための家庭でのルールづくりや学校における情報モラル*教育の充実が望まれています。

携帯電話やスマートフォンの使用状況（表5）

（平成29年4月実施）

設問	小学6年生			中学3年生		
	小田原市	神奈川県	全国	小田原市	神奈川県	全国
「普段（月～金）、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか（携帯電話やスマートフォンを使ってゲームをする時間は除く）」の設問に対する「3時間以上」の割合	8.7%	7.8%	7.0%	26.2%	23.9%	18.1%
「携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか」の設問に対する「きちんと守っている」、「大体守っている」の合計の割合	50.1%	54.8%	48.7%	55.2%	57.8%	50.6%

◆出典：平成29年度全国学力・学習状況調査「児童生徒質問紙調査」

(5) 環境問題の深刻化

地球温暖化をはじめ、これまでにない異常気象の多発、福島第一原発の事故を契機に問われるエネルギー問題など、現代を取り巻く様々な環境問題は、さらにその深刻さを増しています。

本市においては、地球温暖化対策として、低公害車や太陽光などの新エネルギーの普及開発や、資源のリサイクル促進のための、ごみの分別の細分化や指定ごみ袋制度の導入等に取り組んできました。平成 22 年度からは、可燃ごみの削減のために、生ごみ堆肥化の取組を進めており、学校での取組も行っています。さらに、生活環境の保全の取組の一つとして、市の魚に指定されている固有種の酒匂川水系メダカの保護活動を、市民や児童生徒の参加により進めています。平成 25 年度からは「太陽光発電屋根貸し事業」が開始され、富水小学校、下曾我小学校、町田小学校で太陽光発電システムが稼働しています。平成 27 年度からは、「神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金」を活用し、片浦小学校に太陽光発電システムが設置されました。また、平成 29 年度からは「エネルギーの地域自給の促進に係るモデル事業」も開始され、足柄小学校、芦子小学校、久野小学校、千代小学校、曾我小学校、東富水小学校、下中小学校で太陽光発電システムが稼働しています。

地域の環境保全と再生には、市民・事業者・市など様々な主体の取組が必要です。そのためには、家庭や地域、学校、事業所などにおいて、現場で実践的に体験できる環境教育、環境学習を推進し、環境に対する関心や理解を深め、行動に結び付けていく必要があります。

(6) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定

障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定され、平成 28 年 4 月に施行されました。

この法律は、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる「共生社会」の実現を目指しています。

学校や教育現場でも、障がいのある子どもとない子どもが互いに理解しあい、障がいのある子どもが差別されることがないようにしなければなりません。また、障がいのある子どもが生活しづらい場面があれば、解消するために必要かつ合理的な配慮をしなければなりません。

(7) 子どもの貧困への対応

国民生活基礎調査*の結果によると、子どもの貧困率はおおむね上昇傾向にありますが、平成 27 年は 13.9%となり、平成 24 年と比べ 2.4%改善しました。しかし、子どもがいる現役世帯の貧困率は 12.9%、そのうち、大人が 1 人の世帯の貧困率が 50.8%と、大人が 2 人以上いる世帯に比べて非常に高い水準のままです。

このような子どもの貧困を背景に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、議員立法により平成 25 年 6 月に可決・成立し、平成 26 年 1 月に施行されました。この法律の施行を受け、平成 26 年 4 月に「子どもの貧困対策会議」が設置され、「子供の貧困対策に関する大綱」が 8 月に閣議決定されました。

経済的困窮は、子どもから教育を受ける権利を奪うことにつながります。また、保護者の長時間の就労等により放課後の居場所がない、適切な食事が取れていない、保健衛生や生活習慣の知識が身に付かない等の問題が生じています。

経済的に困窮する家庭に育った子どもは、十分な教育を受けられず、大人になっても所得の少ない職業に就かざる得なくなり、再び貧困家庭になるという、貧困の連鎖が生まれます。こういった、連鎖を断ち切るため、国の大綱や「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」にのっとり、国・県・市、企業・団体、市民が協力して取り組んでいく必要があります。

(8) オリンピック・パラリンピックの開催

2020 年(平成 32 年)に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されます。世界各地から、アスリートや観戦に訪れる観光客が日本にやってきます。また、本市でも、事前キャンプが行われる予定になっています。

オリンピック・パラリンピックの開催は、子どもたちにとっても国際交流のまたとない機会となるとともに、世界トップレベルのアスリートを間近に感じ、障がい者スポーツに触れ合うなどの機会ともなります。

オリンピック・パラリンピックの開催という稀有な機会を捉えて、スポーツの振興や国際交流等に取り組む必要があります。

(9) 学習指導要領の改訂

新しい学習指導要領が小学校で平成 32 年度から、中学校で平成 33 年度から全面实施されます。

これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし連携する「社会に開かれた教育課程」を重視し、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。

学習指導要領の改訂に当たっては、「言語能力の確実な育成」「理数教育の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」「道徳教育の充実」「外国語教育の充実」が主な改善事項になっています。

2 教育をめぐる現状

(1) 学力の状況

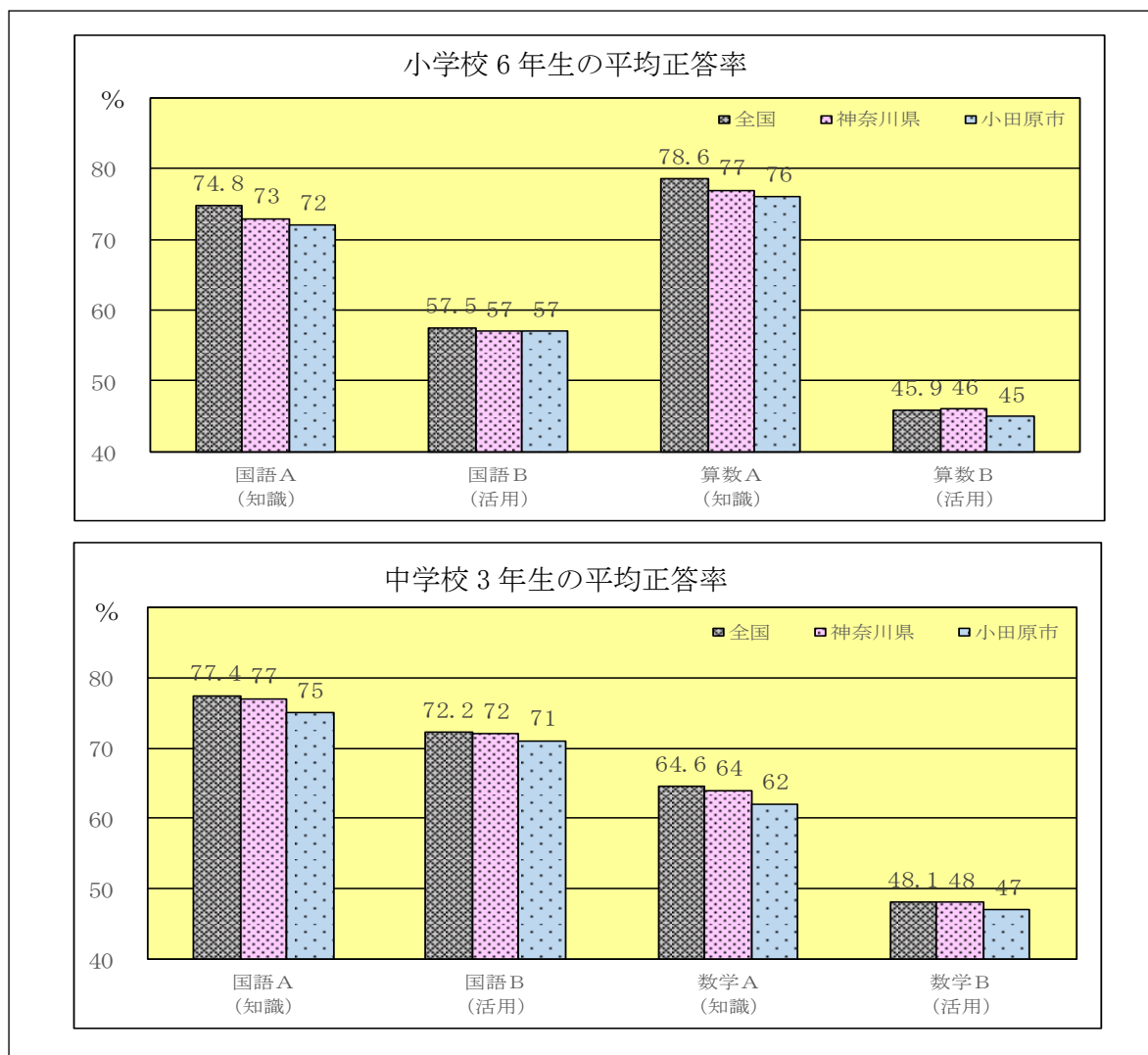
わが国の児童生徒の学力は、国際的な学力調査の結果で見ると、成績は上位に位置していますが、「学習が日常生活に役立つ」や「自分の将来に役立つ」と感じている割合が国際平均を下回っており、意欲の面で課題が指摘されています。

平成29年度全国学力・学習状況調査は、小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語と算数・数学で実施され、本市は小中学校共に全ての教科で平成28年度と比較し全国平均との差が縮まり、ほぼ全国平均並みの数値であると言えます。

特徴としては、主として「知識」に関するA問題よりも、主として「活用」に関するB問題の方が全国平均に近く、各校の授業改善に関する研究の成果と考えられます。一方で計算や漢字などの基礎的基本的な学力の定着をより一層図っていくことが求められます。

全国学力学習状況調査（表6）

（平成29年4月実施）



- ◆A問題→身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など
- ◆B問題→知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力など

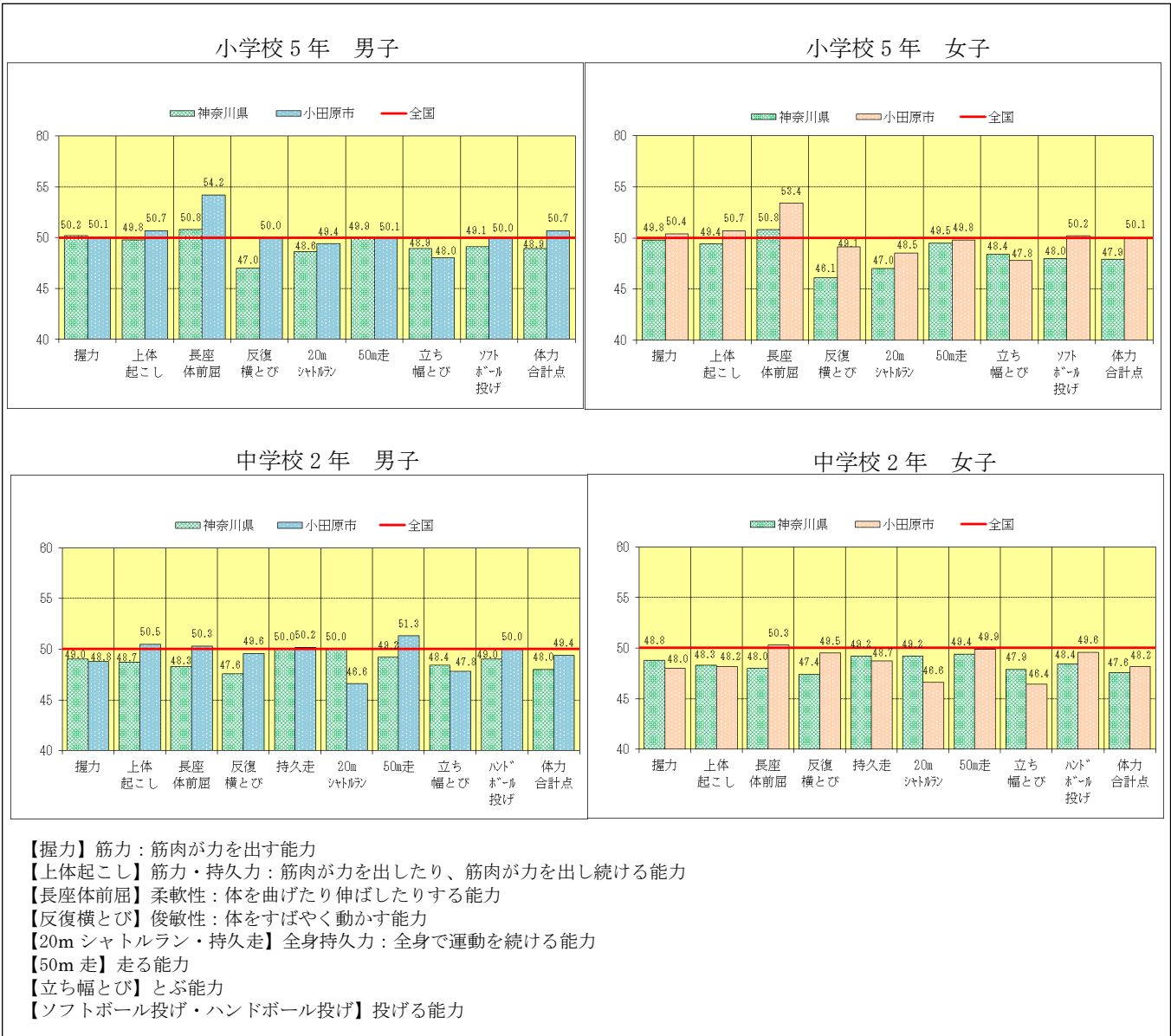
(2) 体力・運動能力の状況

本市では、小学校5年生及び中学校2年生を対象に実施されている「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を対象学年に限らず全校で積極的に実施しています。

平成28年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、体力合計点*の平均値が、小学校においては、男女とも全国平均を上回り、中学校においては、全国平均には至らないものの、男女とも県平均を上回る結果となっています。

全国平均を50として比べた体力・運動能力偏差値(表7)

(平成28年4月~7月実施)



◆出典：平成28年度全国体力・運動能力運動習慣等調査

(3) 教育相談の状況

小中学校においては、不登校、いじめ、発達の課題、コミュニケーション能力の低下、基本的な生活習慣や規範意識の育成、家庭環境の問題についてなど、多様化・複雑化する悩みを抱える児童生徒、保護者、教職員等への相談体制の充実が求められています。

学校生活全般に関する教育相談では、「不登校」「不登校傾向」に関する相談が多くを占めています。特に、「不登校傾向」に関する相談が増加しており、児童生徒の変化に対して保護者がより関心を持つようになったためだと捉えられます。学校に行きしぶることがある、欠席が少しずつ増えてきたといった段階での相談が増えているのは、教職員だけではなく、保護者の意識も向上し、早期発見・早期対応に努めている表れです。

学校生活における支援に関することを中心とした相談は、主に特別支援教育相談室「あおぞら」*で対応しています。相談件数が年々増加しているのは、全般的な教育相談同様、子どもの発達課題について、学校や保護者の意識が向上していることが要因の一つです。

教育相談の内容と延べ回数 (表 8)

年度	不登校	不登校傾向	いじめ	特別支援	学習	しつけ・育て方	その他	合計
H24	3,115	114	100	2	30	6	209	3,576
H25	3,238	133	234	323	7	10	336	4,281
H26	2,483	149	383	131	24	1	384	3,555
H27	1,853	351	58	112	3	97	319	2,793
H28	1,975	670	42	14	9	56	194	2,960

◆教育指導課調べ
◆同一案件について、重複相談を含む

「あおぞら」相談件数 (表 9)

年度	相談件数
H24	788
H25	831
H26	832
H27	916
H28	1,058

◆教育指導課調べ

就学前の子どもの発達に関わる相談についても増加が続いています。特に、平成28年度までの10年間で約3倍(58→168人)になっており、これは全入学児童数の12%にあたります。特別支援教育相談室「あおぞら」への相談件数の増加同様、子どもの発達課題について、保育所・幼稚園や保護者の意識が向上していることも要因の一つです。

保護者や児童生徒本人、教職員から寄せられる、しつけや子育て、いじめや人間関係での課題、学習のつまずき、発達相談や心理検査、学級や家庭での支援の工夫といった教育相談全般において、教育相談員*と心理相談員*が対応しています。

また、多様化・複雑化する問題に対して迅速かつ適切な対応を行うために、関係部局や県の相談機関等と連携を行いながら、教育相談を進めています。

就学相談数の推移(人数) (表 10)

年度	新就学児	学齢児
H18	58	27
H19	66	36
H20	54	40
H21	57	54
H22	60	47
H23	64	58
H24	77	63
H25	113	65
H26	132	51
H27	148	51
H28	168	63

◆教育指導課調べ

(4) いじめの状況

いじめ問題は、今日の著しい社会状況の変化の中で、多様化・複雑化しています。また、これまででなかった新たな課題も顕在化してきており、学校・家庭・地域との更なる連携が必要になっています。

こうした社会情勢を踏まえ、国は平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」を施行し、学校では、「いじめ防止基本方針」を策定しました。本市では、平成 26 年 12 月、法の施行の機会を捉えて、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、これまでのいじめ防止や指導の在り方等を整理し、本市の児童生徒をめぐる様々な状況を踏まえた「小田原市いじめ防止基本方針」を策定しました。

また、これを基に、本市におけるいじめの防止等に関し、学校、地域の関係諸機関が連携した取組を円滑に進めるため、「小田原市いじめ問題対策連絡会」を、また、いじめの防止、早期発見及び対処のために講ずる対策の実効性の向上、重大事態が発生した場合の調査を行うため、「小田原市いじめ防止対策調査会」を設置しました。

本市では、小中学校において、定期的に行うアンケートや日々の生活ノート、面談等により、児童生徒のいじめの認知や実態把握、指導に努めています。平成 28 年度はいじめの認知件数は、小学校が 45 件、中学校が 63 件となっており、いずれも認知後の早期対処のため、重大事態には至っていない状況です。

いじめの態様としては、「冷やかしかからかい・悪口や脅し文句・嫌なことを言われる」、「仲間はずれ・集団による無視」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が全体の約 8 割です。

また、全国的にもインターネットを通じたいじめが問題になっていますが、本市も同様と言えます。

小田原市はいじめの認知件数 (表 11)

年度	小学校	中学校	合計
H24	27	60	87
H25	32	57	89
H26	40	39	79
H27	46	41	87
H28	45	63	108

◆教育指導課調べ

小田原市はいじめの態様 (表 12)

(平成 28 年度)

区分	小学校	中学校	合計
	件数	件数	
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	32	42	74
仲間はずれ、集団による無視をされる	6	5	11
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	14	2	16
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	0	0	0
金品をたかられる	0	1	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	2	1	3
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	0	4	4
パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	1	5	6
その他	3	5	8
合計	58	65	123

◆教育指導課調べ

◆様々な区分が複合して、1 件のいじめとなる場合があるので、いじめの認知件数とは合致しない

(5) 不登校の状況

文部科学省では、「不登校児童生徒」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」と定義しています。

本市の不登校児童生徒の出現率は、国・県の平均値をほぼ毎年上回っており、平成 24 年度以降は小学校が増加傾向、中学校が横ばい傾向にあります。

不登校児童生徒の中には、「保健室であれば友達と関わることができる」「校内支援室*や教育相談指導学級*であれば通うことができる」「不登校生徒訪問相談員*の支援を受けている」など、様々な状況の児童生徒がいます。

不登校の理由としては、「友人関係をめぐる問題」「学業の不振」といったはっきりした理由だけでなく、「登校の意思はあるが漠然とした不安を覚え登校しない」「無気力でなんとなく登校しない」といったものも挙げられます。

また、その背景として学校における人間関係の課題や家庭環境等、様々な要因が複雑に絡み合うケースがあり、支援の難しさにつながっています。

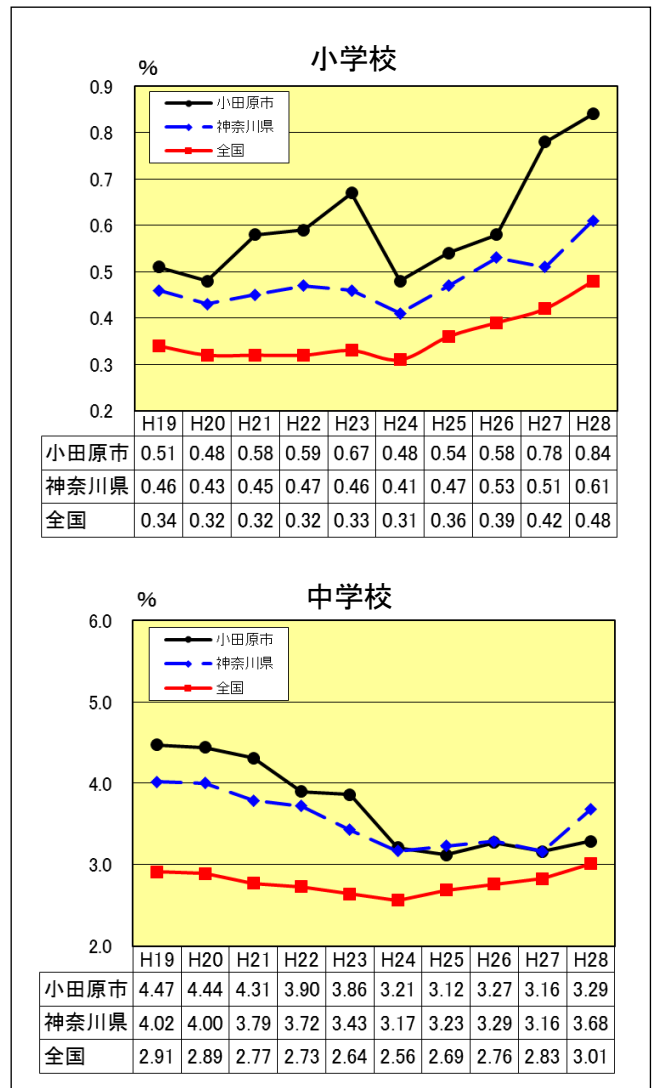
本市では、欠席した児童生徒に対して、不登校の心配があるのではないかと、学校に不応適を起こしているのではないかとといった視点を重視し、早い段階から登校支援の働きかけを行うよう心がけています。

教育相談指導学級通級者数（人数）（表 14）

年度	小学校	中学校	合計
H24	2	13	15
H25	3	24	27
H26	4	21	25
H27	4	17	21
H28	4	21	25

◆教育指導課調べ

不登校児童生徒の出現率（表 13）



◆出典：全国…平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（速報値）
神奈川県…平成 28 年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査

不登校児童生徒数（人数）（表 15）

年度	小学校		中学校	
	児童数	出現率	生徒数	出現率
H24	47	0.48%	164	3.21%
H25	53	0.54%	156	3.12%
H26	56	0.58%	163	3.27%
H27	73	0.78%	154	3.16%
H28	78	0.84%	160	3.29%

◆教育指導課調べ

(6) 支援教育の状況

本市では、障がいのあるなしに関わらず、子ども一人ひとりに対して、それぞれの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うことにより、全ての子どもたちが自らの幸せを実感できるようにするという考えの下、支援教育に取り組んできました。

平成 28 年度からは、支援教育の充実とともに、インクルーシブ教育の理解を深めるための学校訪問を行っています。

特別支援学級在籍児童生徒数については、平成 29 年度までの 10 年間で約 2 倍（185→359 人）、直近 5 年間で約 100 人増となっており、特別支援学級の障がい種別も多様化しています。

通常の学級に在籍しながらその子どもに合った個別の指導を行うことを目的とする通級指導教室については、言語障がい通級指導教室「ことばの教室」*を 2 校、情緒障がい通級指導教室「コミュニケーションの教室 フレンド」*を 3 校に設置しています。

特別支援学級や通級指導教室の利用者数の増加には、保育所及び幼稚園の意識の高まりや、早い段階で適切かつ専門的な支援を受けたいという保護者の願いがあります。

本市では、多様化・複雑化したそれぞれの子どものニーズに対応できるよう、医師、作業療法士、理学療法士、巡回相談員、個別指導員*等を派遣する支援教育相談支援チーム*により、教員に心理・発達面を含めた専門的な助言をするなど、校内体制の整備に努めています。

また、医療的ケアの必要な児童生徒のために看護師の配置をしていますが、看護師の確保が非常に困難な状況が続いています。

通常の学級においては、個別の教育的ニーズのある児童生徒に十分対応できていないため、人的配置が必要です。

今後は、教職員等の指導力の向上とともに、校内支援体制の充実を図り、学校と関係諸機関との連携を密にし、これまで以上に幅広い視野にたった専門性や、より迅速で適切な指導・支援が可能な体制を確立していくことが求められています。

通級指導教室児童数の推移（表 16）

年・月	ことばの教室		フレンド		
	新玉	下府中	酒匂	足柄	千代
H27・4月	35	32	20	35	23
H28・4月	34	36	20	33	32
H29・4月	35	30	20	26	33

◆教育指導課調べ

特別支援学級児童生徒数の推移（表 17）（各年 5 月 1 現在）

年度	児童生徒数			学級数		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
H19	127	58	185	47	20	67
H20	144	63	207	50	22	72
H21	154	67	221	51	23	74
H22	160	75	235	51	23	74
H23	145	80	225	48	22	70
H24	149	84	233	49	24	73
H25	165	89	254	51	26	77
H26	177	95	272	51	24	75
H27	203	91	294	53	26	79
H28	233	90	323	64	24	88
H29	263	96	359	70	26	96

◆教育指導課調べ

(7) 学校施設の状況

本市では、児童生徒の数が急増した昭和40年代から50年代にかけて、小中学校の新設や校舎の増築、老朽化した木造校舎の鉄筋化が進められました。当時の整備から30～50年を経た今、施設本体をはじめ付帯設備の老朽化が進行しており、厳しい財政状況の中で、今後の施設の長寿命化改修*や建替えが、大きな課題となっています。

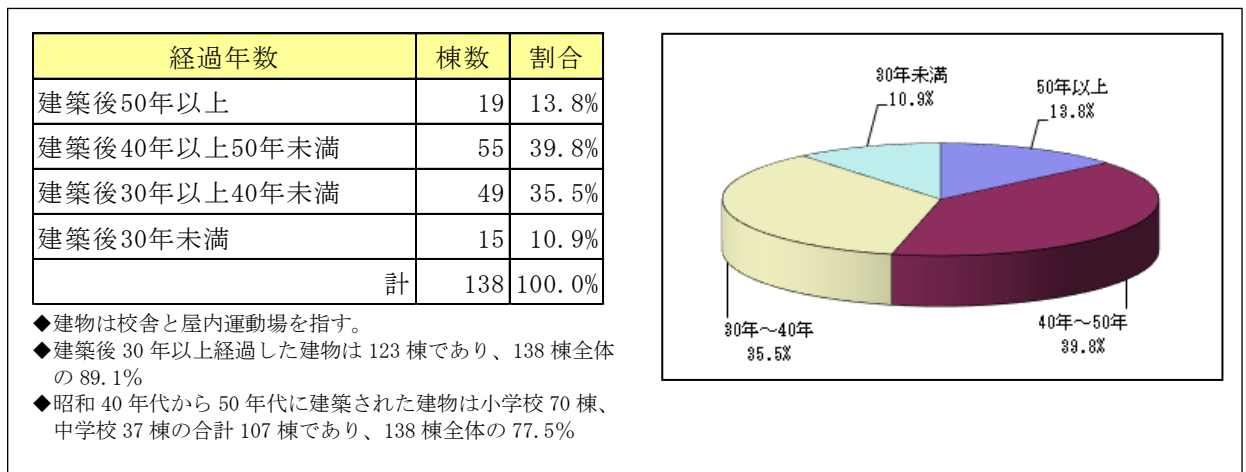
校舎や屋内運動場の主要構造部の耐震化については、神奈川県西部地震などが懸念されることから、本市では、平成21年度までに全て完了しています。しかし、主要構造部以外の外壁、防水改修やトイレの洋式化改修、空調設備設置等については、順次改修を行っていますが手の届いていないところもあります。学校は児童生徒の学習の場であるとともに、毎日の生活の場でもあるため、安全・安心で快適に過ごせる環境を確保することが課題となっています。

また、学校は、地域コミュニティの核として、開かれた学校づくり推進の環境整備が求められるとともに、地域防災の拠点として、地震等災害時には広域避難所*になるため、災害時への対応について一層の強化が求められています。

なお、本市では、公共施設全体の適正配置に取り組むため、平成29年度から2年間かけて、「公共施設再編基本計画」の策定作業を行っていることから、学校施設の中長期に渡る整備計画については、公共施設再編基本計画と整合を図ることが求められます。

小中学校建物の築年数（表18）

（平成29年12月末）



◆学校安全課調べ

小中学校のトイレの洋式化の状況（表19）

（平成29年12月末）

	適正便器数	洋式便器数	洋式化率
小学校（全25校）	931	721	77.4%
中学校（全11校）	478	376	78.7%
合計	1,409	1,097	77.9%

- ◆ 学校安全課調べ
- ◆ 対象は校舎内のみ
- ◆ 適正便器数とは、児童生徒数に応じた適正な便器の数のこと
- ◆ 車椅子対応型トイレは、従前、日常使用する児童生徒の身体的理由により必要な場合や、大規模なトイレ改修の際に整備

Ⅲ 基本目標

1 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり

それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、輝かしく花開き、実を付けるためのひとづくりを目指します。

- 教育施策の目標は、ひとそれぞれの命を尊重した上で、持って生まれた資質を最大限に伸ばすことにあります。教育を通じ、市民一人ひとりが喜びを持って生き、それぞれが輝けるための指導や支援を行います。
- 家庭教育は育ちの基本です。しっかりとした社会生活を送れるよう、規範意識を育てるとともに、生活習慣・礼儀作法をはじめとする生活力を身に付ける家庭教育を大切にします。
- 義務教育だけでなく、生涯教育を通じて、変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」と、次の社会を支え、新しい社会を創り出す力を持ったひとを育てます。
- それぞれの成長発達の段階に合わせ、家庭・地域・学校・行政がそれぞれ何をすべきか、何が実現できるのか、時宜を得た対応ができるよう、今後も継続的に検討し、教育施策として反映させていきます。

2 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

教育は未来を拓きます。豊かで輝かしい未来をつくるため、多くの市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくります。

- 教育を取り巻く諸課題は、現代社会を映す鏡であり、学校教育だけで解決できるものではありません。教育に関わるひとたちだけでなく、様々なひとが、子どもの育ち、学びの場のあり方、求める人間像、教育を支える社会のあり方などについて、多様な視点から総ぐるみで議論し、小田原の教育について考え、実現させていきます。
- すべての市民、すべての児童生徒が楽しく生き生きと学べる学習環境の実現に向け、市民が総ぐるみで取り組んでいける地域の姿を確立していきます。

3 多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり

ひとや地域が持つ多様性を認め、伸ばし、活かしていくことが大切です。豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に活かし、小田原の地ならではの教育スタイルを確立します。

- ひとそれぞれがもつ個性や多様性を認め、それを伸ばし、活かしていくことで、ひとやまちの可能性を広げます。
- 障害のある者となない者が可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育）の実現を目指し、児童生徒それぞれの教育的ニーズに対し、自立と社会参加を見据えながら、最適な指導を行うための多様で柔軟な仕組みづくりを進めます。
- 豊饒の森、豊饒の海を持つ小田原という土地に、しっかりと根を張る教育を行うことで、たくましい心と体、郷土を愛し大切にすることを育みます。
- 小田原には、それぞれの地域に歴史・伝統・文化があり、街並み、産業構造、住民の気質も少しずつ異なります。こうした地域の差を「多様性」として捉え直し、それぞれの学校・地域同士が交流し、互いを学ぶことにより、小田原ならではの多様な育ちの場として教育に活かしていきます。
- 二宮尊徳など地域の偉人から学ぶなど、小田原の地域性や歴史を活かした教育を行います。

IV 小田原市の目指す子ども像

「未来を創るたくましい子ども」

これからの変化の激しく、先の見通しが不透明な社会を生きていく子どもたちは、それぞれが持つ可能性を最大限に発揮し、自分たちの社会を自ら創っていくたくましさを身に付けることが必要です。

そのため、次の五つの側面を重視し、その成長が図られるように教育環境を整えます。

◆ 自ら考え表現する力

◆ 命を大切にする心

◆ 健やかな心と体

◆ ふるさとへの愛

◆ 夢への挑戦

◆ 自ら考え表現する力

変化の激しい社会をたくましく生き抜くためには、学ぶことの楽しさを実感し、自ら進んで学習に取り組む習慣を身に付けることが必要です。また、基礎的基本的な知識・技能等を活用し、見出した課題を解決していくことが必要です。

そのため、必要な情報を選択し、結論を導き出すために自ら思考し、判断し、表現する力を育みます。

◆ 命を大切にする心

共生社会の中で、みんなが幸せに生きていくためには、多様性を認め、互いに信頼しあい、自他の命や人権を尊重することが必要です。

そのため、共感したり感動したりする体験を重ね、命を大切にする心を育みます。

◆ **健やかな心と体**

困難に直面しても、自分らしく乗り越えていくためには、心身ともに健康であることが必要です。

そのため、基本的な生活習慣を確立し、自分にとって望ましい食習慣と運動習慣を身に付け、健やかな心と体を育みます。

◆ **ふるさとへの愛**

これからのグローバルな社会で、多くの人と関わり活躍していくためには、まずは身近な地域で多様な人々と主体的に関わりあう経験をする必要があります。

そのため、郷土の自然・歴史・文化や人々の営みに触れ、自己形成の土台の一つとなるふるさとへの愛を育みます。

◆ **夢への挑戦**

人間が成長していくためには、夢や目標を持ち、その実現に向けて粘り強く努力しつづけることが必要です。

そのため、自分の可能性を信じ、夢へ向かって挑戦する心を育みます。

子どもの育ちを支える姿勢

命

地域

信頼

小田原市では、〈命・地域・信頼〉をキーワードに、子どもを取り巻く学校・家庭・地域社会・行政が、子どもの育ちを支える姿勢を大切にしています。

☆ **子どもの命を最優先に守ります。**

☆ **地域ぐるみで、子どもを育てます。**

☆ **互いに信頼しあえる関係を築きます。**

V 計画体系図

教育大綱

基本目標

- 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり
- 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり
- 多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり

おだわらっ子の約束

小田原市の 目指す子ども像

未来を創るたくましい子ども

自ら考え表現する力

命を大切にできる心

健やかな心と体

ふるさとへの愛

夢への挑戦

子どもの育ちを 支える姿勢

「命・地域・信頼」

- 子どもの命を最優先に守ります。
- 地域ぐるみで、子どもを育てます。
- 互いに信頼しあえる関係を築きます。

施策の展開

おだわらっ子の約束の推進	①おだわらっ子の約束の普及と実践
重点方針	基本施策
1. 学ぶ力	①学力向上の推進 ②学習指導の充実 *読書活動の充実 *情報教育の充実 *共に学び共に育つための教育の推進
2. 豊かな心	①情操教育の充実 ②道徳教育の充実 ③人権教育の充実 ④読書活動の充実 ⑤児童生徒指導の充実 *共に学び共に育つための教育の推進
3. 健やかな体	①学校体育・部活動の充実 ②食育の推進、学校給食の充実 ③学校保健の充実
4. 生活力	①子育て支援の充実 ②キャリア教育の充実 ③環境教育の充実 ④情報教育の充実 ⑤防災教育の充実 ⑥安全教育の充実 *子どもの居場所づくりの推進
5. 家庭教育	①家庭教育への支援 ②家庭学習の推進 *おだわらっ子の約束の普及と実践
6. 就学前教育	①幼児教育の充実 ②幼保一体化の検討 *共に学び共に育つための教育の推進
7. 学校教育	①教職員の資質の向上 ②子どもと向き合う時間の確保 ③教育課題を明らかにする調査・研究の推進 ④教育課程の改善・充実 ⑤共に学び共に育つための教育の推進 ⑥家庭への支援 ⑦教育委員会の機能の充実 ⑧情報提供の充実 ⑨市長部局との連携強化 *子育て支援の充実 *子どもの居場所づくりの推進 *学校ICT化の推進
8. コミュニティ・スクール	①地域とともにある学校づくりの推進 ②小田原のよさ（特性）を生かした学習の推進 ③子どもの居場所づくりの推進 *子育て支援の充実 *防災教育の充実 *家庭教育への支援
9. 教育施設環境	①教育環境の整備 ②学校ICT化の推進 ③学校安全の充実 ④災害対策の強化

*は関連施策としての掲載

VI 施策の展開

◆おだわらっ子の約束の推進

自立した人間として、社会の中で人と関わりあって生きていく上で、子どもたちに身に付けて欲しい生活規範やルール、決まり事の普及と実践に取り組みます。

おだわらっ子の約束の普及と実践

○基本的な生活習慣の定着を図り、規範意識を育みます。

子どもの基本的な生活習慣の定着を図り、規範意識や公共の精神を育むため、おだわらっ子の約束の家庭や地域への一層の普及を図り、各園・学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちがおだわらっ子の約束を実践する態度を育む取組を進めます。

<主な取組>

- ・各校・各園での取組（各校、各園）
- ・新入学児童家庭へのパンフレット配布（各校、教育総務課）
- ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室での実践（教育総務課）



生き物の世話をする様子



幼稚園でのあいさつ運動の様子

◆重点方針1 学ぶ力

身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れた学習を推進することで、学ぶ力を育みます。

- ・知識や技能の習得に止まらず、対話的な学びや主体的な学びを重視し、体験学習や教員の一方的な講義形式の授業とは異なり、児童生徒の能動的な参加を取り入れた授業（アクティブラーニング）等を通じて、自然環境、実社会や実生活、地域と関わる学習を取り入れ、子どもたちの学習意欲を引き出します。
- ・情報化やグローバル化が急速に進む社会に対応できるひとを育てるため、地域社会と連携しながら、子どもたちの学びを育み、社会参画への意識を高めます。

基本施策1-① 学力向上の推進

○各校の実態や特色を生かした学力向上プラン*を推進します。

各校で行う児童生徒の学力向上策の一つとして、全国学力・学習状況調査の結果や児童生徒の学習意欲・学習習慣等の意識調査、児童生徒による授業評価や日常的な学習評価などを基に、児童生徒の学習面における課題と成果を明確にします。そして、その後の学習活動の重点と具体的な取組目標を定めた「学力向上プラン」を作成します。

また、このプランをスタートに、P D C Aサイクルを活用し、次年度の新たな学力向上プランを作成します。

○全国学力・学習状況調査の結果を分析し、児童生徒の学力向上に生かします。

児童生徒の全国学力・学習状況調査の結果を分析し、その教科正答率やアンケートなどから見える成果や課題等を、市ホームページに公開します。

また、「全国学力・学習状況調査の結果分析に係る学校訪問」を中学校区ごとに実施し、教員全体の教科指導への意識を高めます。

さらに、各校においては全国学力・学習状況調査の結果について独自に分析を行い、校内研究の一部に位置付けるほか、中学校区での連携した学力向上に取り組むなど、日頃の学習活動に役立てます。

○授業研究の充実を図ります。

各校では、学習指導要領に基づき、児童生徒が「主体的・対話的で深い学び」を育

む授業、互いに学び合い、高め合う授業づくりを進めます。そのために、指導と評価の一体化や児童生徒の学ぶ意欲を高める授業の在り方などについて研究し、指導の工夫改善に努めます。

また、教育委員会は、各校の研究成果を他の学校や市民に広く公開できるよう取り組んでいきます。

○市推薦研究事業*に取り組み、成果を各校に還元します。

教育現場における教科等の教育内容及びその指導に関する諸問題について校内研究に取り組む学校を推薦研究校に指定し、その研究の推進を図ります。

そして、推薦研究校は、授業研究や外部講師を招いた研究会等を積極的に市内の学校に公開し、教員の資質向上に努めます。

<主な取組>

- ・各校の実態や特色を生かした学力向上プランの推進（各校）
- ・全国学力・学習状況調査の結果の分析と活用（教育指導課）
- ・授業研究の充実（各校）
- ・市推薦研究事業（各校、教育指導課）

基本施策 1-② 学習指導の充実

○多文化理解教育と外国語教育の充実を図ります。

世界の多様な文化を理解し、国際社会の一員としてのグローバルな視野とコミュニケーション能力を育成するために、外国語指導助手（ALT）*を配置し、ALTを活用した多文化理解教育や外国語教育の内容の充実を図ります。

小学校には、平成 32 年度の高学年の外国語科・中学年の外国語活動全面実施に伴い、専門知識を持った英語専科非常勤講師の配置を目指します。学級（担当）職員の外国語指導力の向上を図り、児童が英語を使って主体的にコミュニケーション能力を育成することで、小学校外国語教育を推進します。また、伝統文化の学習に必要な教材や教具の整備の推進、小中学校が連携して取り組める効果的な外国語学習に関する教材の開発に努めます。



外国語活動の様子

〇個に応じたきめ細かい指導の充実を図ります。

子どもの学力を向上させるため、少人数指導やチーム・ティーチング*などの指導体制をとり、児童生徒にきめ細かな指導を行います。

教職員の配置は、国・県の定める教職員定数に沿って行いますが、小学校では少人数指導スタッフを配置します。

また、中学校では、国の定める教職員定数では対応が困難な教科の専門性を保つため、専門的な教科指導ができるよう、人員を配置します。

<主な取組>

- ・外国語教育推進事業（教育指導課）
- ・外国語教材等の作成（教育指導課）
- ・少人数指導スタッフの配置（教育指導課）
- ・免許教科外教科教員（中学校）の配置（教育指導課）
- ・教科指導充実非常勤（中学校）の配置（教育指導課）

<関連施策>

- ・読書活動の充実・・・基本施策2-④
- ・情報教育の充実・・・基本施策4-④
- ・共に学び共に育つための教育の推進・・・基本施策7-⑤



チーム・ティーチングの様子（小学校）



授業の様子（中学校）

◆重点方針2 豊かな心

文化や芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、多様な価値を認め、共感できる心を育てます。

- ・芸術文化に関するアウトリーチやワークショップ等での感動体験を通じて、創造力や表現力、豊かな感性やコミュニケーション能力を養うとともに、新たな文化の担い手を育てます。
- ・多様性を主体的に受け止め、異なる考えや価値観を尊重することができる心を養うなど、多文化共生社会やグローバル化に対応できるひとを育てます。

基本施策2-① 情操教育の充実

○質の高い芸術や豊かな自然に触れる体験の充実を図ります。

児童生徒が芸術文化に触れ、体験することで豊かな感性や感覚、表現力を育てます。

「おだわらっ子ドリームシアター」*や芸術家の小中学校訪問（学校へのアウトリーチ事業）など、質の高い芸術・文化作品に触れ、体感する取組を推進します。

また、市内小中学校音楽会や美術展等の児童生徒の豊かな感性を育てる行事や部活動、豊かな自然に触れる集団宿泊体験を支援します。

<主な取組>

- ・おだわらっ子ドリームシアターの開催（教育指導課）
- ・小学校音楽会、中学校音楽会、中学校美術展の開催（各校、教育指導課）
- ・自然観察会の開催（教育指導課）
- ・宿泊体験学習の実施（各校）

<市長部局の関連事業>

- ・文化創造活動担い手育成事業・・・【文化政策課】
- ・指導者養成研修・派遣事業・・・【青少年課】



学校へのアウトリーチ事業の様子

基本施策 2-② 道徳教育の充実

○特別の教科 道徳の教育活動の充実を図ります。

小学校では平成 30 年度、中学校では平成 31 年度から、特別の教科 道徳が全面実施となります。各校では、発達段階に応じ答えが一つではない道徳的な課題を、一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え向き合える授業となるよう、「考える道徳」「議論する道徳」へと質的転換を図ります。

また、学校における道徳教育では、特別の教科 道徳を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間や特別活動のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて、意図的・計画的に道徳教育を推進します。その中で、児童生徒に思いやりの心や規範意識、地域の中で夢を持って生きていく力などを育むため、積極的に外部指導者の活用を図るとともに、社会、自然、環境、地域の中での体験活動を充実させます。

<主な取組>

- ・道徳教育の充実（各校）

基本施策 2-③ 人権教育の充実

○人権意識を高める教育活動の充実を図ります。

「小田原市人権施策推進指針」を踏まえ、子どもたちの「自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやる心」や「命や人権を尊重する心」の育成を目指し、人権教育の推進を図ります。

また、学校における人権教育では、各校ごとに人権教育推進計画を作成し、各教科での授業をはじめ、総合的な学習の時間や特別活動など、教育活動全体を通じて行います。

○人権の啓発活動の充実を図ります。

児童生徒や保護者を対象に「人権教育移動教室」*を開催するなど、人権尊重の精神を育む取組を推進します。

また、人権教育の諸問題について、教職員の資質と実践力の向上を図るとともに、児童生徒への人権教育推進に役立てるために、「人権教育研修会」を開催します。



人権教育移動教室の様子

○いじめ防止のための対策を図ります。

いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、小田原市いじめ防止基本方針に基づき、小田原市いじめ問題対策連絡会及び小田原市いじめ防止対策調査会を設置しています。

また、これらの組織により、いじめ防止対策に係る学校・地域の関係諸機関の情報共有や協議等のほか、教育委員会におけるいじめ防止対策についての研究をするとともに、重大事態が発生した場合の調査などを行うこととしています。

さらに、小中学校においては、「学校いじめ防止基本方針」の下に、いじめの初期段階から積極的に認知し、未然防止に取り組みます。

<主な取組>

- ・ 人権教育の充実（各校）
- ・ 人権教育移動教室の開催（教育指導課）
- ・ 人権教育研修会の開催（教育指導課）
- ・ 小田原市いじめ問題対策連絡会の開催（教育指導課）
- ・ 小田原市いじめ防止対策調査会の開催（教育総務課）

<市長部局の関連事業>

- ・ 平和事業（学校訪問講話会）の開催・・・【総務課】



平和事業（学校訪問講話会）の様子

基本施策 2-④ 読書活動の充実

○読書習慣の定着を図ります。

「小田原市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校・家庭・図書館等が連携し、児童生徒の発達段階に応じた読書活動を推進します。学校司書や図書ボランティアと

連携した読み聞かせや朝読書、ブックトークなど図書の紹介等により、児童生徒の読書に対する意欲と関心を高めます。

○学校図書館の充実を図ります。

より良い学校図書館を目指し、学校司書を配置します。また、学校図書の充実を図ります。

学校司書は、教職員や図書ボランティアなどと連携を図りながら、図書の紹介や学習と関連させた図書の配置、蔵書の管理など学校図書館環境の充実に努め、児童生徒や教職員の授業支援、学習支援に取り組めます。



学校図書館での様子

<主な取組>

- ・学校司書や図書ボランティア、図書館との連携の推進（教育指導課、図書館）
- ・学校司書の配置（教育指導課）
- ・学校図書の整備（各校、教育総務課）

<市長部局の関連事業>

- ・図書館学習イベント開催事業・・・【図書館】
- ・子どもの読書活動推進事業・・・【図書館】

基本施策 2-⑤ 児童生徒指導の充実

○生徒指導体制の充実を図ります。

生徒指導に関する専門的・実践的研修の実施等により教職員の指導力の向上を図ります。

また、問題発生時には臨機応変に対応・指導をするほか、子どもの心に十分に寄り添い、思いを受け止めながら、より良い学校生活について生徒が前向きに考えられるような支援をするため、必要に応じて中学校へ生徒指導員を派遣します。

各校では、個々の教職員が計画的・組織的に役割を發揮し、生徒指導体制の充実を図ります。

○関係諸機関との連携を図ります。

児童生徒の「健全育成」「非行防止」「犯罪被害防止」を目的に、様々な問題の未然防止や早期解決を図るため、学校と警察署、少年相談・保護センター、青少年相談センター、児童相談所などの関係諸機関と連携して、児童生徒の支援・指導をしていきます。

<主な取組>

- ・生徒指導員の派遣（教育指導課）
- ・学校警察連携制度の運用（各校、教育指導課）

<関連施策>

- ・共に学び共に育つための教育の推進・・・基本施策7ー⑤



生徒指導研修会の様子



関係機関との連携による防犯教室の様子

◆重点方針3 健やかな体

様々なスポーツ活動や食育を通じて、社会を生き抜く体づくりを行うとともに、スポーツマンシップやフェアプレイの精神を学び、相手を尊重する心を養います。

- ・子どもから高齢者まで、スポーツに親しむことで、体力や運動能力の向上を目指すとともに、活力ある地域社会をつくります。
- ・豊かな自然を活かした野外学習等を通じて、勘(感)を培うとともに、体力の向上を図ります。
- ・食は、健康で豊かな生活を送るための基本であることから、種まきから収穫までの体験も踏まえた食育等を通じ、社会を生き抜く体づくりに取り組みます。

基本施策3-① 学校体育・部活動の充実

○学校体育の充実を図ります。

全小中学校で実施する新体力テストの効果的な実施や、小学校体育大会等の体育的行事、日常における体育授業の充実等を図ります。

また、大学等と連携した体力・運動能力向上指導員の派遣や、著名なアスリートの小中学校派遣などを通して、児童生徒の体力・運動能力の向上を図ります。

さらに、運動・スポーツへの興味関心の向上及び親しむ態度の育成を目指します。

○部活動を支援します。

中学校の部活動においては、学校の実情に合わせ、より専門性を生かした指導ができるよう、教職員の指導をサポートする地域指導者を派遣するとともに、部活動指導員の配置を検討するなど、質的な向上に努めます。

また、生徒が自主的・自発的に参加できる部活動となるよう、顧問や指導者向けの研修会の実施等、部活動の適正化を促す取組を進めます。

<主な取組>

- ・新体力テストの実施（各校、教育指導課）
- ・小学校体育大会の開催（各校、教育指導課）
- ・部活動地域指導者*の派遣（教育指導課）

基本施策 3-② 食育の推進、学校給食の充実

○学校給食の充実を図ります。

地場産物を活用した献立や米飯給食の実施を継続し、栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を目指します。

また、郷土食や伝統料理などの食文化を継承した、小田原ならではの献立づくりを推進します。

さらに、学校給食に係る事務の透明性の向上や学校の事務負担の軽減等を考慮し、給食費の公会計化の導入を進めます。

○食に関する指導の充実を図ります。

各校の食育年間指導計画をもとに、栄養教諭*や学校栄養職員*の専門性を生かした、食に関する授業の充実を図ります。

また、食に対する意識を高める効果のある「弁当の日」について、各中学校において引き続き実施します。

さらに、料理教室、学校給食展などを開催し、成長期の子どもに望ましい食習慣を身に付けることの大切さを啓発します。



食に関する授業の様子

○安全・安心な学校給食を提供します。

学校給食の一層の安全・安心を確保するため、学校給食用食材について、放射性物質検査を実施します。

また、衛生管理の徹底を図るため、給食室の施設・設備の適正な管理を行います。

さらに、給食業務における事故防止及び衛生管理の徹底を図るため、給食調理員や学校給食関係者を対象とした研修を充実します。

<主な取組>

- ・ 地場産品の利用促進（学校安全課）
- ・ 給食費公会計化の導入（学校安全課）
- ・ 食育啓発事業の推進（学校安全課）
- ・ 弁当の日の実施（各中学校、学校安全課、教育指導課）
- ・ 学校給食用食材等の放射性物質検査の実施（学校安全課）
- ・ 学校給食調理業務の委託化の推進（学校安全課）

基本施策 3-③ 学校保健の充実

○健康管理体制の充実に努めます。

日常の健康観察、定期健康診断を実施するとともに、早期発見・早期治療が特に必要とされる腎疾患・心疾患・脊柱側弯症については、精密検査と専門医による判定会を開催し、健康管理体制の充実に努めます。

また、子どもの基本的な生活習慣の確立に向けた保健指導に努めます。

○保健教育を推進します。

不確かな性情報の氾濫などにより、性に対する関心や性衝動の発現が早期化の傾向にあるため、専門医や学校医、養護教諭等による性教育検討委員会において、学校現場、医療現場の実際を踏まえた指導の在り方等について協議します。

また、生徒、保護者を対象に医師や助産師などの専門職による講演会を開催し、性に関する正しい知識や感染症に関する知識の普及を図り、他人への思いやりや命の大切さを思う心を育みます。

さらに、健全な身体づくりのため、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、がん教育などを推進するとともに、感染症やアレルギー疾患、メンタルヘルス、インターネット依存など多様化・深刻化する児童生徒の現代的健康問題に対しては、家庭への講演会を行うなど意識啓発を図ります。

○口腔衛生の向上に努めます。

う歯（むし歯）・歯肉炎等、歯科疾患対策の一環として、全国小学生歯みがき大会への参加や、歯科医師会と取り組む歯磨き指導など、口腔衛生の向上に努めます。

また、よい歯の学校・図画ポスター・標語コンクールを開催するなど、歯科保健の意識啓発を図ります。



歯磨き指導の様子

<主な取組>

- ・定期健康診断事業（各校・園、学校安全課）
- ・腎疾患・心疾患・脊柱側弯症の精密検査の実施と判定会の開催（学校安全課）
- ・性教育講演会の開催（各中学校、学校安全課）
- ・歯科保健事業の推進（各校、学校安全課）
- ・よい歯の学校・図画ポスター・標語コンクールの開催（学校安全課、関係諸機関）

◆重点方針4 生活力

子どもの育ちを社会の中で支え、地域のひとびとの様々な交流や体験を通じて、子どもたちの生活力を育みます。

- ・地域や様々な市民の協力を得て、交流や体験活動など、健やかでのびやかな根をしっかりと張れるような教育環境づくりを進めます。
- ・放課後子ども教室*や地域活動等への参加を促し、体験プログラムや交流プログラム、地域づくり体験や職業体験等を通じ、子どもの育ちにつながる能動的な力や生活力を育みます。

基本施策4-① 子育て支援の充実

○就園前の幼児と保護者の交流を推進します。

核家族化の進展や近隣関係の希薄化により子育てについて安心して相談できる人や場所が減少しているため、未就園児を含む地域の保護者の相談の場として幼稚園を活用します。

また、園庭開放に合わせて子育てに関する相談を受けるなど、地域の保護者とのコミュニケーションを図ります。

さらに、子どもたちのそれぞれの発達の段階に応じた適切な保護者の関わりを促すなど、質の高い支援を進めます。



園庭開放の様子

○地域住民との交流を推進します。

子どもの健やかな育ちにおける地域の役割はますます重要となっています。園児が地域に出かけていくとともに、保護者や地域の方々にも積極的に幼稚園活動に参加していただくことで、地域全体で取り組む教育環境づくりを進めていきます。

また、ボランティアを積極的に受け入れ、様々な人との交流や体験を通じて、子どもたちの生活力を育みます。

○体験学習の充実を図ります。

学校農園などを活用した栽培活動や収穫体験等を通して、収穫の喜びや食べ物に対する感謝の心を育むとともに、地域の方々の協力や教育ファーム*等の積極的な導入により、生産者の知恵と工夫を学び、生産の苦労や喜び、地域の良さや自然の持つ力への気付きを育む取組を推進します。



稲刈り体験の様子

○児童に適切な遊びと生活の場を提供します。

価値観の多様化や、社会環境・経済環境の変化に伴う共働きの就労世帯の増加等により、放課後の児童の安全な居場所が必要となっています。

また、就労以外にも、就学、出産、長期の疾病、親族の介護等の事情により、家庭において放課後の適切な見守りができない場合があります。

こうした児童を対象にした安全・安心な生活や遊びの場として放課後児童クラブ*を運営します。



放課後児童クラブの様子

<主な取組>

- ・子育て広場支援事業（各園、教育指導課）
- ・地域、スクールボランティアとの連携の推進（各校、教育指導課）
- ・体験学習の充実（各校）
- ・教育ファーム（教育指導課）
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（教育総務課）

<市長部局の関連事業>

- ・指導者養成研修・派遣事業・・・【青少年課】
- ・体験学習事業・・・【青少年課】

基本施策 4-② キャリア教育*の充実

○職業観や勤労観を養う教育活動の充実を図ります。

未来を創る子どもたちが、現在や将来の生き方を考え行動する態度や能力と、望ましい職業観や勤労観を備えた社会人、職業人として自立できる資質や能力を育成するために、各校で取り組む職業体験などのキャリア教育を支援します。

○地域人材・企業・大学との連携を図ります。

地域産業界や大学等と連携・協力を図り、多くの児童生徒がその知見に触れ、実務を体験する機会を持てるように、各校の取組を支援します。

<主な取組>

- ・小中学校が連携したキャリア教育の推進（各校）
- ・地域企業・産業・大学との連携の推進（各校、関係諸機関）
- ・地域、スクールボランティアとの連携の推進（各校、教育指導課）（再掲）

基本施策 4-③ 環境教育の充実

○環境問題への理解を深めます。

「小田原市環境基本計画」を踏まえ、地域の実態や児童生徒の発達の段階に応じて、各教科や領域など、学校の教育活動全体を通して、本市の特性を十分に活用し、環境問題への理解を深める学習を推進します。

また、児童生徒が生涯を通して、単に知識を習得するだけでなく、省資源・省エネルギーなど、環境を守るための具体的な行動に取り組むことができるよう、関係諸団体や行政機関等が連携した学習機会の提供をします。

○環境保全活動の充実を図ります。

学校現場での生ごみ堆肥化を推進し、花壇や学校農園で活用するとともに、夏の暑さ対策としてのグリーンカーテンづくり等、身近な環境改善に努めます。

また、菜の花栽培から菜種油を作ることや、それらの廃食用油を軽油の代替燃料にすること、間伐体験やその材の利用などを通して、資源の循環や森・里・川・海の循環について考える機会を提供します。



菜の花脱穀作業の様子

さらに、地域清掃、エコキャップ回収等のリサイクル活動など、実践的な環境保全活動に取り組み、児童生徒が環境を守ろうとする意欲や実践的な態度を育てます。

<主な取組>

- ・地域、諸機関と連携した環境教育、環境保全活動の推進（各校、関係諸機関）

<市長部局の関連事業>

- ・おだわらっこ☆エコアワード・・・【環境政策課】

基本施策 4-④ 情報教育の充実

○情報活用能力を育成します。

将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用していく力が求められます。アクティブ・ラーニングの視点に立った様々な教科の学習活動において、ICT機器を効果的に活用した学習を実践する中で、情報機器や情報技術を主体的に使いこなす力を育成します。

一方、社会の急速な情報化の進展に伴い、ソーシャル・ネットワーキング・サービスが普及し、これらの利用を巡るトラブルなども増大しています。児童生徒に正しい情報の扱いや情報を扱うことへの責任など情報モラル教育を推進していくことは必要不可欠であり、学校だけでなく、家庭や地域と連携して推進します。

また、児童生徒だけでなく、教職員の情報活用能力の向上のため情報教育研修を充実します。

○プログラミング教育を推進します。

各校では、各教科等の特質に応じて、自分が意図した処理をコンピュータに行わせるよう指示する体験や、そのためにどのような命令の組合せが必要であるかなどを考えることを通して、児童生徒の「プログラミング的思考力」を育成します。

<主な取組>

- ・携帯電話・インターネットに関する安全・安心教室（各校、関係諸機関）
- ・家庭への啓発活動（各校、教育指導課）
- ・情報教育研修会の開催（教育指導課）

基本施策 4-⑤ 防災教育の充実

○発達の段階に応じた防災教育の充実を図ります。

児童生徒へ市独自の防災教育用パンフレットを配布するほか、各校・園の防災計画や避難訓練がより実効的なものとなるよう、学校防災アドバイザーを派遣します。

また、各校では、地震、火災、津波、風水害など、災害時の判断力や行動力を児童生徒の発達の段階に応じて育むため、防災教育の充実を図ります。

さらに、地域の実情に応じた災害発生時の行動や心構えなど、地域と協調した実践的な指導を行います。

<主な取組>

- ・防災教育パンフレットの活用（教育指導課）
- ・防災教育、避難訓練の内容の改善・充実（各校、防災対策課）

基本施策 4-⑥ 安全教育の充実

○安全・防犯教育の充実を図ります。

学校生活や登下校時、学校行事等において、安全に行動するための適切な態度や行動がとれる児童生徒を育成する取組を充実します。

また、安全教育研修会の開催等により教職員の意識の向上を図り、児童生徒の安全確保に努めるとともに、交通安全教室の開催等により学校関係者や保護者、児童生徒に対して交通安全に対する意識の向上を図ります。



交通安全教室の様子

<主な取組>

- ・安全教育研修会の開催（教育指導課）

<市長部局の関連事業>

- ・交通安全教室の開催・・・【地域安全課】

<関連施策>

- ・子どもの居場所づくりの推進・・・基本施策 8-③

◆重点方針5 家庭教育

家庭教育は、教育の土台となる生活力を養います。地域と連携しながら家庭教育への支援を行います。

- ・家庭における教育は、すべての教育の基礎となる生活習慣や食習慣、規範意識、基礎体力等の育成につながるものであることから、その力を高めることが求められています。
- ・家庭教育の重要性を見直し、おだわらっ子の約束の普及啓発をさらに進めるとともに、核家族化等により孤立しがちな子育て環境に広がりを持つことができるよう、地域等と連携しながら、家庭教育への支援を行います。

基本施策5-① 家庭教育への支援

○家庭の教育力向上に向けた支援に努めます。

学校・家庭・地域それぞれの責任と役割において、互いに連携・協力して社会全体で子どもたちの健やかな成長を育むために、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

特に、子ども一人ひとりが基本的な生活習慣を身に付けていくことや、子どもの自己肯定感や豊かな情操、知的好奇心を育むことなどを家庭の役割と捉え、市長部局と連携して保護者や教職員を対象とした研修会を開催し、啓発に努めます。

<主な取組>

- ・家庭の教育力向上に向けた取組（各校）

<市長部局の関連事業>

- ・PTA研修事業・・・【生涯学習課】
- ・家庭教育学級事業・・・【生涯学習課】



家庭教育講演会の様子

基本施策5-② 家庭学習の推進

○家庭学習を支援し、子どもの学習習慣を育む取組を推進します。

全国学力・学習状況調査からも、家庭において児童生徒が自ら計画を立てて学習に取り組むことが課題となっています。そこで、児童生徒の学習習慣の定着を図るため、家庭学習の充実を図る取組について保護者と共に考え実践していくことに努めます。

＜主な取組＞

- ・家庭学習の手引きの作成（各校、教育指導課）
- ・「おだわらっ子ドリル」の作成（教育指導課）

＜市長部局の関連事業＞

- ・子どもの読書活動推進事業・・・【図書館】（再掲）

＜関連施策＞

- ・おだわらっ子の約束の普及と実践

The collage contains several promotional materials for the 'Reading Week' (読書週間) held from October 27th to November 9th. Key elements include:

- 小学生向け (Elementary School):** A central poster titled '読書週間おススメの本' (Recommended Books for Reading Week) for elementary school students. It lists the dates (10月27日～11月9日) and the theme 'この年の読書は「本に恋する季節です！」' (This year's reading is 'the season of falling in love with books!'). It features a cartoon rabbit character and lists participating libraries: 小田原市立かもめ図書館 (Kamome Library) and 小田原市立図書館 (Mitsubashi Library).
- 中学生・高校生向け (Middle/High School):** A poster titled '読書週間おススメの本' for middle and high school students. It features a cartoon rabbit character and lists participating libraries: 小田原市立かもめ図書館 (Kamome Library) and 小田原市立図書館 (Mitsubashi Library).
- Book Recommendations:** Several smaller posters and text boxes recommend specific books, such as 'ぐくぐくの読書' (Gukuguku's Reading), 'おだわらっ子' (Oda Wara-kko), and '読書は恋する季節' (Reading is the Season of Falling in Love).
- Library Information:** Contact information for participating libraries is provided, including addresses and phone numbers.

読書週間リーフレット

◆重点方針6 就学前教育

子どもたちの自己肯定感を育み、社会性の基礎の取得及び基礎体力の向上を図るなど、就学前教育の充実に努めます。

- ・就学前教育は、学習や労働への意欲の向上、努力や忍耐力の育成等に有効とされています。子どもたちの貧困化率が高まる中、就学前教育の重要性を踏まえ、遊びや運動、スポーツ等を通じて子どもたちの基礎体力の向上に取り組むとともに、家庭と協力し、基本的な生活習慣や食習慣、自己尊重感を育みます。
- ・就学前における就学相談や就学支援を図るなど、就学前から、すべての家庭が安心して子育てできる環境を整備します。

基本施策6-① 幼児教育の充実

○教育内容と教育環境の充実に努めます。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、生活習慣の基礎や規範意識が培われるよう支援するとともに、幼児一人ひとりの成長や発達に応じた教育内容の充実に努めます。

○早期発達支援の充実に努めます。

幼少期から個性や多様性を認め、伸ばす教育を推進するため、関係諸機関と連携を図り、各園に臨床心理士等の専門家を派遣し、幼稚園教諭に助言・指導を行います。

また、市立幼稚園においては、支援を必要とする園児に対し介助教諭等を配置するなど、園児が安全・安心に生活できる教育環境を整えます。

○市立幼稚園と私立幼稚園、保育所との連携を推進します。

公立幼稚園が取り組んできた、幼児教育の内容の充実や課題の改善に向けた研究の成果を生かし、質の高い幼児教育の実現に向け、私立幼稚園や保育所と連携を図ります。

○小学校への円滑な接続を推進します。

幼児期の終わりまでに育ててほしい姿を明確化し、小学校教師とその共有、連携を図り、小学校教育へスムーズに適応できるよう、幼稚園・保育所と小学校の交流の機会を設け、幼保・小の一層の連携を図ります。

<主な取組>

- ・教職員研修（教育指導課）
- ・預かり保育の拡充（教育指導課）
- ・市立幼稚園での3歳児保育の検討（教育指導課）
- ・早期発達支援事業（教育指導課、子育て政策課）
- ・市幼稚園教育研究会の開催（各園）
- ・幼保小連携推進事業（教育指導課）

基本施策6-② 幼保一体化の検討

○認定こども園*の早期設置について検討します。

幼児教育施設の配置は、社会状況の変化に伴う子育て世帯の保育ニーズや地域バランス等を考慮することが必要です。このため、認定こども園の早期設置について検討します。

○幼稚園と保育所の連携を推進します。

保育の実践内容の交流や情報交換などを行う合同研修会や公開保育の開催、合同（交流）保育等の取組を通して、幼稚園と保育所の連携を推進します。

<主な取組>

- ・認定こども園の早期設置の検討（教育指導課、保育課）



幼稚園と保育園の交流の様子



幼稚園と小学校の交流の様子

<関連施策>

- ・共に学び共に育つための教育の推進・・・基本施策7-⑤

◆重点方針7 学校教育

変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」を身に付けた「未来を創るたくましい子ども」を、目指す子どもの姿として、本市の学校教育を推進します。

- ・本市の目指す「未来を創るたくましい子ども」の実現を図るため、学校教育において、生きる土台としての「学ぶ力」、様々なひととの関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」の育成に努めます。
- ・連携教育の成果や課題を踏まえ、地域一体教育、幼保・小・中一体教育のさらなる充実に向けた調査研究を行うとともに、質の高い教育活動を行うため、教職員への研修等の充実を図り、授業力や教師力の向上を目指します。

基本施策7-① 教職員の資質の向上

○教職員研修の充実を図ります。

○J T*の取組として、各校に指導主事を派遣し校内研修を充実させるほか、研修相談員*によるパワーアップ研修を充実させるなどして、教職員が職場を離れることなく、一人ひとりの資質を高める研修体制づくりを推進します。

また、教育研究所による教育情報の提供や、教材の収集、教職員からの相談に対する助言等により、学校、教職員を支援します。

さらに、教師としての専門性と人間性を高める場として、「おだわら未来学舎」*を開催し、教職員が自主的に学ぶ機会を提供します。



校内研修の様子

○教職員の健康対策を推進します。

学校保健安全法に基づく教職員の定期健康診断を行うとともに、健康診断に代わる人間ドックへの助成及びメンタルヘルスチェック受診への助成を行います。

また、教職員の多忙化解消に向け、夏季休業期間の閉庁日の導入など働き方改革に向けた取組を検討します。

さらに、教職員の超過勤務調査を実施し、健康に不安のある場合には医師による面接指導を実施するなど、教職員が心身共に健康に勤務できる体制を整備します。

○教職員の不祥事防止に努めます。

各校で日ごろからヒヤリ・ハット*の事例を意識し「報告・連絡・相談」を確実に実践するとともに、毎月の不祥事防止チェックリストによる自己点検と啓発を行います。

<主な取組>

- ・職員研修支援事業の充実（教育指導課）
- ・教職員研修の工夫・改善（教育指導課）
- ・「おだわら未来学舎」の開催（教育指導課）
- ・定期健康診断、産業医*の派遣、教職員衛生委員会の開催（教育指導課）
- ・不祥事防止会議の開催、不祥事防止マニュアルの作成（各校）



初任者研修の様子



教職員研修（おだわら未来学舎）の様子

目指す教師像

子どもありきの教師

子どもを信じ抜く教師

○教職に対する使命感を持った教師

子ども一人ひとりを信じ抜き、責任感を持つとともに、教師の仕事に対する誇りや情熱を持っている。

○豊かな人間性を備えた教師

常に、子どもの人格形成に関わっているという意識を持ち、社会性や対人関係能力等の資質を備えている。

○確かな専門性を備えた教師

教育のプロとして、子どもの将来を見据え、授業力を磨くとともに、社会の変化や様々な課題に対応できる指導力を備えている。

基本施策 7-② 子どもと向き合う時間の確保

○ICTの活用を図ります。

校務支援システム*をさらに充実させ、教職員が行っている文書管理や会議などを効率化し、授業準備・教材研究等の時間を確保するとともに、より一層、教職員が子どもと向き合う時間の確保に努めます。

○会議や研修会等の効果的な運営に努めます。

教育委員会で主催する会議や研修会、諸調査の実施は、その内容を精査し、教職員の負担軽減を踏まえて計画します。

また、その趣旨を各種調査や研修等を主催する他団体に対しても働きかけます。

<主な取組>

- ・保存文書の共有化（各校、教育指導課）
- ・研修会や諸調査の精選（教育指導課）
- ・会議の効果的な運営（各校）

基本施策 7-③ 教育課題を明らかにする調査・研究の推進

○今日的な教育課題を研究します。

学校教育における教科指導や児童生徒の生活に関する諸課題の調査・研究を継続的に行い、研究成果を教職員の指導力向上や資質向上につなげ、学校教育の充実に努めます。

<主な取組>

- ・教育研究所機能の充実（教育指導課）
- ・教育研究所所報の発行（教育指導課）

基本施策 7-④ 教育課程の改善・充実

○学校運営の改善に努めます。

保護者や地域の方による学校評価*や自己評価を定期的実施し、学校運営の組織

的・継続的な改善を図るとともに評価結果を公表することで、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めます。

○社会に開かれた教育課程を実現します。

教科横断的な視点や家庭や地域等との連携を重視し、各校の実態に応じたカリキュラム・マネジメント*を実施することにより、社会に開かれた教育課程を実現します。

<主な取組>

- ・学校評価の実施（各校）
- ・カリキュラム・マネジメント推進の研究（各校、教育指導課）

基本施策 7ー⑤ 共に学び共に育つための教育の推進

○個別の教育的ニーズに応じた人的配置に努めます。

特別支援学級、通常の学級及び校内支援室等において、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、教員の補助として適切な支援を行う個別支援員*や指導員、スタディ・サポート・スタッフ*を配置するとともに、医療的ケアの必要な児童生徒のために、看護師資格のある支援員を配置します。

また、家から外に出ることが難しい児童生徒の家庭を対象に、家庭訪問による本人や保護者への支援を行う不登校生徒訪問相談員を中学校に配置します。

さらに、日本語指導を必要とする、外国につながる児童生徒*に対して、学習面や生活面における支援を行う協力者を学校に派遣します。

○個に応じた学びの場の設定による指導の充実を図ります。

共に学び共に育つことを前提とし、その時々々の教育的ニーズに応じた適切な学びの場を設定するとともに、個別教育計画に基づき長期的な見通しの下、個々の成長が実感できるよう指導の充実に努めます。

また、特別支援学級、通級指導教室（言語障がい通級指導教室「ことばの教室」、情緒障がい通級指導教室「コミュニケーションの教室フレンド」）、教育相談指導学級（しろやま教室、マロニエ教室）、校内支援室それぞれの指導者の専門性を高めます。

○就学相談の充実に努めます。

就学前の幼児や、小中学校に在籍する児童生徒の学校生活上の支援や環境について、教育的ニーズに応じて保護者と相談を進めます。

また、成人まで切れ目のない支援を意識し、一人ひとりの個性や能力が十分発揮できるよう、学校職員のほか医師や児童相談所職員等により構成された就学支援委員会*で協議をするなど、関係部局や関係諸機関と連携等を図ります。

○交流及び共同学習を推進します。

在籍する学級に関わらず、全ての児童生徒ができるだけ同じ場で学ぶ環境を目指します。机・ロッカー等の設置、名簿や座席の並び順等、行事における支援体制の構築と授業のユニバーサル化*等に努めます。

○相談機能の整理・統合を推進します。

学校や家庭、社会生活において、様々な課題や悩みを持つ子どもや保護者、幼稚園や学校の相談を、より総合的・効率的に行えるように、関連諸機関との連携を一層図るとともに、特別支援教育相談室、教育相談指導学級、いじめや不登校に対する教育相談窓口等を整理統合した教育相談センターの設立を検討します。

○関係諸機関と連携した相談体制の充実に努めます。

小中学校に、医師、理学療法士、作業療法士、巡回相談員や個別指導員等による支援教育相談支援チームを派遣し、心理・発達面を含めた専門的な助言を行い、相談体制の充実に図ります。

○登校支援を推進します。

教育相談員等が学校を訪問し、各校の不登校の現状や取組、校内支援室の活用状況等について聞き取り、不登校または不登校傾向のある児童生徒本人や家庭への働きかけについて、指導助言を行います。

○インクルーシブ教育推進のため、校内体制の充実に図ります。

インクルーシブ教育担当教育相談員等が学校を訪問し、インクルーシブ教育の推進にかかる市の方針を伝えるほか、各校の状況の聞き取りなどをします。

また、本市の基礎的環境整備を踏まえた日々の授業や多様な学びの設定、できるだけ同じ場で学ぶ仕組みづくりについて、研修や指導助言を行います。

○支援教育に関する教職員の専門性と指導技術の向上を図ります。

教員が児童生徒の個別の教育的ニーズに対して理解を深め、適切な指導や支援が行えるよう、支援教育に関する専門性や指導力の向上を図るための研究・研修の充実に取り組みます。

また、全ての児童生徒にとってわかりやすい授業づくりを目指します。

<主な取組>

- ・個別支援員の配置（教育指導課）
- ・個別指導員の派遣（教育指導課）
- ・スタディ・サポート・スタッフの配置（教育指導課）
- ・不登校生徒訪問相談員の派遣（教育指導課）
- ・日本語指導等協力者の派遣（教育指導課）
- ・ニーズに応じた通級指導教室の設置（教育指導課）
- ・適切な就学相談・指導の実施（各校、教育指導課）
- ・教育相談センターの設立の検討（教育指導課）
- ・支援教育相談支援チームの派遣（教育指導課）
- ・校内支援室の設置（各中学校）
- ・校内支援室指導員の配置（教育指導課）

基本施策 7 - ⑥ 家庭への支援

○子育て家庭の負担の軽減を図ります。

保護者の就労・経済的状況や生活環境に左右されず、子どもが教育の機会を等しく受けることができるよう、関係部局との連携を図りながら、子育て家庭への経済的支援に引き続き取り組みます。

○様々な悩みを持つ子どもや家庭への支援に取り組みます。

学校だけでは対応が難しい児童生徒及び家庭への支援のため、県が配置するスクールソーシャルワーカー*の活用やケース会議等の開催など、関係諸機関との連携を推進します。

<主な取組>

- ・就学支援事業（教育指導課）
- ・高等学校等奨学金事業（教育指導課）
- ・県のスクールソーシャルワーカーの活用（教育指導課）

基本施策 7-⑦ 教育委員会機能の充実

○教育行政事務の管理執行状況について点検・評価します。

教育行政事務の実施状況について検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図っていくため、教育に関する学識経験を有する者の知見を活用して、教育委員会の事務事業の点検・評価を行います。

また、その結果を市議会に報告するとともに、報告書をホームページ等で公開します。

○危機管理体制を強化します。

学校現場において、事件・事故等が発生した場合、事件・事故等対応マニュアルに基づき、教育委員会が学校と協調して問題に対応します。

○教育委員の教育現場訪問を行います。

教育委員が本市の学校の状況や教育の現状について理解を深め、その知見を教育行政の向上に活用できるよう、教育現場訪問を実施します。

○教育現場の課題の把握に努めます。

教育現場の課題を把握するため、教育委員と教職員との意見交換の場を設けます。

<主な取組>

- ・教育委員会事務の点検・評価事業（教育総務課）
- ・事件・事故等対応マニュアルの運用（教育部）
- ・教育委員の教育現場訪問（教育総務課）

基本施策 7-⑧ 情報提供の充実

○教育委員会の広報活動の充実を図ります。

教育委員会の活動状況や教育長の教育行政に関する考え方などを市民や保護者、学校関係者に伝えるため、本市ホームページ等を活用し、広報活動の充実を図ります。

<主な取組>

- ・まごころ通信の発行（教育総務課）

基本施策 7-⑨ 市長部局との連携強化

○総合教育会議を開催します。

総合教育会議を開催することにより、教育委員会だけでなく、市長部局も含めた広い視野から、総合的に教育政策について協議・調整を進めます。



総合教育会議の様子

<主な取組>

- ・総合教育会議の開催（教育総務課）

<関連施策>

- ・子育て支援の充実・・・基本施策 4-①
- ・子どもの居場所づくりの推進・・・基本施策 8-③
- ・学校ICT化の推進・・・基本施策 9-②

◆重点方針8 コミュニティ・スクール

家庭・地域・学校が対等な立場で知恵を出し合い、諸課題を解決していくことで、地域とともにある学校づくりを進めます。

- ・学校運営協議会*等を通じて、家庭・地域・学校が対等な関係で連携・協働して、防犯や防災、いじめ防止、地域の諸課題を共有し、解決していくことにより、学校と地域がともに活気を帯び、豊かになるような学校運営を進めます。
- ・学校を地域コミュニティの拠点として位置付け、地域の様々な活動が統合される場、世代を超え、ひととひとを繋ぐ場となるような仕組みづくりに取り組んでいきます。
- ・災害に強いまちをつくるため、学校においても、自らの命を守るとともに、地域のために自分たちができることを考え、行動できる防災教育を推進します。

基本施策8-① 地域とともにある学校づくりの推進

○地域とともにある学校づくりを推進します。

保護者や地域の方の多様な意見や協力を幅広く求め、学校運営の状況を周知するため、学校評議員制度*の充実を図ってきましたが、平成27年度から保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する学校運営協議会への移行を進めています。平成31年度末までに市内全ての小学校で設置し、中学校への導入を検討します。

また、学校教育のより一層の活性化を図るため、学校に地域コーディネーターを配置し、地域コミュニティ組織との連携・協働を推進します。

さらに、学校の教育活動や児童生徒の状況を保護者や地域の方に広く知らせ、理解と協力を得るために、授業参観週間(学校へ行こう週間)*を設定して学校での活動を公開することや、緊急情報発信システムを活用した情報発信や各校のホームページの定期的な更新等により、学校から積極的に情報発信を行います。



学校運営協議会での「熟議」の様子

○地域の教育力の活用を図ります。

子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支える体制として、学校の応援団となる「小田

原市学校支援地域本部」を設置し、中学校区で学校を支援する教育活動を推進します。

具体的には、中学校区ごとに計画的・継続的に部会を開催し、園・学校、コーディネーター、地域のスクールボランティア*が連携し、学校支援活動の充実や学生を含めたボランティアの拡充を図ります。

<主な取組>

- ・学校評議員制度の運用（教育指導課）
- ・学校運営協議会の設置（教育指導課）
- ・情報公開の推進（各校）
- ・学校支援地域本部の設置（教育指導課）

基本施策 8-② 小田原のよさ（特性）を生かした学習の推進

○それぞれの学校の特色を生かします。

園・学校のグランド・デザインをもとに、子どもや教職員、保護者、地域の方々の願いを取り入れ、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えていく園・学校づくりを推進します。

また、各中学校区においては、幼保・小・中が連携して合同研究会を実施するなど、地域の特性に合った共通の目標や指導方針を設定し、学習指導や生活指導の充実を図ります。

○郷土の偉人の学習に努めます。

小田原にゆかりのある数多くの偉人や文化人の事績等について、社会教育施設等を活用しながら学習することで、児童生徒が自己の生き方を考えるきっかけとなるようにし、郷土に対する関心や愛情を育てます。

また、二宮尊徳翁学習については、市内の全ての小学校において、その学習の成果を市役所ロビーや尊徳記念館に展示発表するなど、広く市民に知らせていきます。



二宮尊徳学習 展示発表

○郷土学習の充実に努めます。

子どもたちが小田原の自然や産業、伝統文化に関心を持ち、社会に主体的に参画し

ようとする態度や郷土を愛する心情を養います。

そのため、地域に関する学習内容を発達の段階に応じて系統化した「おだわら・はあと」*を活用し、学校における郷土学習が継続的・意図的に取り組めるよう充実を図ります。

○小田原のよさ（特性）をまとめた教材の活用に努めます。

児童生徒が小田原を身近に感じ、学ぶきっかけとなるための社会科副読本や理科副読本、郷土読本の内容の充実を図るとともに、小田原に関する写真や統計資料、授業展開例等をまとめ、各校に提供します。



副読本の活用

<主な取組>

- ・未来へつながる学校づくり*推進事業（教育指導課）
- ・「幼保・小・中連携、地域連携ウィークや地域連携デイ（仮称）」の設定（各校・教育指導課）
- ・二宮尊徳学習展示（教育指導課）
- ・副読本の作成（教育指導課）

<市長部局の関連事業>

- ・尊徳学習推進事業・・・【生涯学習課】

基本施策 8-③ 子どもの居場所づくりの推進

○児童に学習支援と体験活動を提供します。

児童が地域社会の中で心豊かで健やかに育まれることを目的に、放課後の安全・安心な児童の居場所として、放課後子ども教室を設置します。

また、教員経験のあるスタッフ等により学習支援を行うほか、地域の方々やボラン

ティアと連携し体験活動やスポーツ活動、文化活動等を実施します。

さらに、生活困窮世帯の中学生等を対象に学習支援を行うなど、その居場所として社会性や協調性を育む支援を実施します。



放課後子ども教室の様子

<主な取組>

- ・放課後子ども教室推進事業（教育総務課）

<市長部局の関連事業>

- ・地域の見守り拠点づくり事業・・・【青少年課】
- ・情報発信支援事業・・・【青少年課】
- ・プレイパーク事業・・・【青少年課】
- ・学習支援事業・・・【生活支援課】

<関連施策>

- ・子育て支援の充実・・・基本施策4－①
- ・防災教育の充実・・・基本施策4－⑤
- ・家庭教育への支援・・・基本施策5－①

◆重点方針 9 教育施設環境

誰もが安心して学べる豊かな教育施設環境の整備を進めます。

- ・学校施設は、児童生徒が安全で快適に学習し、生活する場としての機能が求められることはもとより、災害時の広域避難所や今後の地域コミュニティの拠点としても活用されるものであることから、必要な改修等を計画的に推進するとともに、良好な教育環境の創出についても取り組んでいきます。

基本施策 9-① 教育環境の整備

○学校施設の計画的な整備に取り組みます。

子どもたちに安全・安心で質の高い教育の場を提供するため、学校施設や教材の整備を進めます。

平成 26 年 2 月に策定した「小田原市学校施設整備基本方針」に基づき、老朽化による雨漏りや外壁の落下等、緊急度の高い修繕を早期に実施するとともに、学校施設の維持管理を行います。

また、複合化や統廃合を含めた公共施設全体の適正配置に取り組む公共施設再編基本計画の策定と整合を図りながら、学校施設の「中長期整備計画」*の検討・策定を行います。

さらに、子どもたちを地震による落下物や転倒物から守り、災害時の避難場所として使用するため、天井材や内装材、照明器具等の非構造部材の耐震化を進めます。

○学校施設の有効な利活用や複合化について検討します。

児童生徒の減少に伴う空き教室を地域コミュニティ組織における地域拠点として利用するなど、学校施設の複合化を考慮した利活用について検討します。

○空調設備の整備に取り組みます。

学校施設への空調設備の整備については、平成 25 年度をもって全小学校・中学校の保健室及び管理諸室（職員室・校長室・事務室）へのエアコン設置及び普通教室への扇風機の設置が完了しました。今後はパソコン教室等、特別教室へのエアコン設置を進めます。

○学校トイレの改善に取り組みます。

子どもたちが気持ちよくトイレを使用できるとともに、災害時における学校施設の役割を考慮しながら、便器の洋式化など、トイレの環境改善を進めます。



改修後のトイレ

○給食調理施設・設備の整備に取り組みます。

老朽化した給食調理場の維持修繕を行うとともに、学校給食センターの整備に取り組みます。また、給食用機械・設備等の更新を行い、安全・安心でおいしい学校給食を提供します。

○校庭の改善に取り組みます。

グラウンドの改修など、校庭の改善を進めます。また、小田原ならではの教育環境を創出するため、学校や地域と共に小学校の校庭や幼稚園の園庭の芝生化を進めます。



園庭の芝生化の様子

<主な取組>

- ・学校教材整備・管理事業（教育総務課）
- ・中長期整備計画の検討・策定（学校安全課）
- ・学校施設の有効な利活用の検討（学校安全課）
- ・非構造部材の耐震化（学校安全課）
- ・特別教室への空調設置（学校安全課）
- ・トイレの環境改善（学校安全課）
- ・学校給食センターの整備（学校安全課）
- ・校庭の整備・芝生化（学校安全課）

基本施策 9-② 学校 ICT 化の推進

○教育ネットワーク*の整備に取り組みます。

校務の ICT 化による教員の業務負担の軽減及び学習指導要領の内容に十分対応できるように、学校の ICT 環境整備の促進に取り組みます。

<主な取組>

- ・教育ネットワークシステム整備事業（学校安全課）

基本施策 9-③ 学校安全の充実

○児童生徒の安全の確保に努めます。

日常の安全確保、不審者等の侵入防止、侵入された場合の児童生徒の安全確保などについて、日ごろから対策を検討し、保護者、警察署等の関係諸機関、地域の関係団体等との連携を図ります。

また、不審者情報等の最新情報を発信することにより注意喚起を行うとともに、日ごろから来校者へのあいさつや声かけをするなど、教職員の危機管理意識の向上を図り、児童生徒の安全確保に努めます。

さらに、各校でマニュアルを作成し、教職員の共通理解と組織的な指導の確立を図るとともに、万が一の事故が発生した場合の体制を整えます。

○通学路の安全対策に取り組みます。

平成 28 年度に小田原市通学路交通安全推進会議を設置し、通学路の安全確保に向けた取組方針等となる小田原市通学路交通安全プログラムを策定しました。

このプログラムに基づき、PTA や自治会、警察署等との連携により各校に設置している交通安全対策協議会で、通学路の危険箇所の点検等を行い、その改善について道路管理者等に要望していきます。

また、地域の方々の協力により登下校時の見守り活動を実施します。

<主な取組>

- ・安全・防犯マニュアルの作成（各校）
- ・小田原市通学路交通安全プログラムの運用（各校、学校安全課、関係部局）
- ・学校災害給付事業（学校安全課）

基本施策 9-④ 災害対策の強化

○広域避難所開設に協力します。

地震、台風、大雨等の災害時に学校が避難所となった場合は、避難所の運営について協力します。

<主な取組>

- ・広域避難所の開設と運営（各校、教育部、関係部局）



耐震性貯水槽取扱い訓練の様子



災害支援訓練の様子



避難所受付訓練の様子

VII 計画の推進に当たって

本計画を実現していくためには、教育委員会のみならず、各学校・園と計画の趣旨や方向性を共有し、具体的な取組に結び付けていくことが必要です。各学校や各園で作成する経営計画等に計画が目指す目的を反映し、現場の教職員や地域の方々と共有を図ります。また、市長部局の関連する事業との連携も十分に図っていきます。

1 進行管理

「小田原市学校教育振興基本計画」の進行管理のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、事業の実施状況や内容の確認・改善を図ります。

2 成果指標

本計画の期間において達成すべき具体的指標として、評価指標を設定します。

この指標は、小田原市の目指す子ども像「未来を創るたくましい子ども」で重視する五つの側面の伸長と「おだわらっ子の約束」の取組状況を把握することを念頭に設定しました。

(1) 自ら考え表現する力

指標（全国学力・学習状況調査より）	基準値（平成29年度）	目標値（平成34年度）
友達と話し合う時、友達の考えを受け止めて、自分の考えを持つことができている児童生徒の割合	小学校 83.0% 中学校 88.9%	90%以上
授業で学んだことを、他の学習や生活に生かしている児童生徒の割合	小学校 83.8% 中学校 70.5%	85%以上

(2) 命を大切にする心

指標（全国学力・学習状況調査より）	基準値（平成29年度）	目標値（平成34年度）
自分には、よいところがあると感じている児童生徒の割合	小学校 79.2% 中学校 71.6%	85%以上
いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うと感じている児童生徒の割合	小学校 96.0% 中学校 91.8%	100%

(3) 健やかな心と体

指標	基準値(平成29年度)	目標値(平成34年度)
朝食を毎日食べている児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査より)	小学校 93.9% 中学校 91.0%	95%以上
運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小学校 90.2%* 中学校 84.6%*	95%以上

*平成28年度の数値(現時点での最新値)

(4) ふるさとへの愛

指標(全国学力・学習状況調査より)	基準値(平成29年度)	目標値(平成34年度)
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合	小学校 37.8% 中学校 29.8%	50%以上
今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	小学校 51.2% 中学校 34.0%	60%以上

(5) 夢への挑戦

指標(全国学力・学習状況調査より)	基準値(平成29年度)	目標値(平成34年度)
ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある児童生徒の割合	小学校 95.7% 中学校 95.2%	95%以上
将来の夢や目的を持っている児童生徒の割合	小学校 83.4% 中学校 71.8%	90%以上

(6) おだわらっ子の約束

指標(全国学力・学習状況調査より)	基準値(平成29年度)	目標値(平成34年度)
毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合	小学校 78.3% 中学校 72.7%	85%以上
友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができる児童生徒の割合	小学校 94.1% 中学校 95.4%	95%以上
学校のきまりを守っている児童生徒の割合	小学校 92.8% 中学校 92.2%	95%以上

(参考) 総合計画「おだわらTRYプラン」における成果指標

平成 29 年 3 月に策定した小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」(第 5 次小田原市総合計画)においては、学校教育の充実について 3 つの項目を成果指標として設定しました。

1. 確かな学力

【目標値の設定】

全国学力・学習状況調査において、「国語の授業の内容はよく分かる／算数(数学)の授業の内容はよく分かる」の設問に「どちらかといえば当てはまらない」「当てはまらない」と回答した児童生徒の割合を平成 34 年度までに半減させる。

指標(全国学力・学習状況調査より)	基準値(平成 27 年度)	目標値(平成 34 年度)
国語や算数・数学の授業がわからないと感じている児童生徒の割合	国語 21% 算数・数学 23%	国語 10% 算数・数学 11%

2. 豊かな心

【目標値の設定】

全国学力・学習状況調査において、不登校児童生徒の出現率を、平成 34 年度までに全国平均値にまで引き下げる。(この数値には、国立、私立が含まれる。中学校には、中等学校の前期課程が含まれる。)

指標(全国学力・学習状況調査より)	基準値(平成 27 年度)	目標値(平成 34 年度)
不登校児童生徒の出現率	小学校 0.78% 中学校 3.16%	小学校 0.42% 中学校 2.83%

3. 健やかな体

【目標値の設定】

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の児童生徒質問紙調査において、8 種目(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ボール投げ)全てを実施した場合の体力テスト合計得点(80 点満点)の良いほうから、ABCDE の 5 段階で評定した体力の総合評価において、小学校 5 年生の D 層(42~49 点)・E 層(41 点以下)、中学校 2 年生の D 層(27~36 点)・E 層(26 点以下)の児童生徒の割合を平成 27 年度の全国平均値まで引き下げる。

指標(全国学力・学習状況調査より)	基準値(平成 27 年度)	目標値(平成 34 年度)
新体力テストの総合評価 下位層(D・E 層)の児童生徒の割合	小学校 35% 中学校 27%	小学校 27% 中学校 21%

資料編

1 小田原市教育大綱・おだわらっ子の約束と本計画の関係

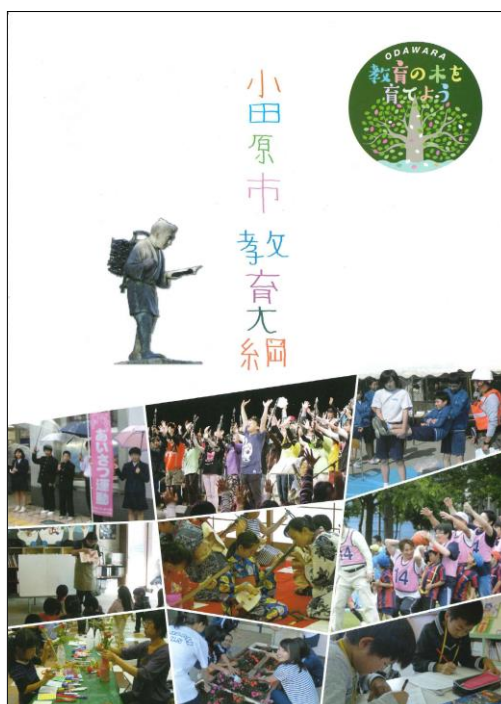
本計画は、小田原市教育大綱とおだわらっ子の約束を理念として策定しています。これらの理念に基づき実行していく施策の最終目標として「小田原市の目指す子ども像」を描いています。

小田原市教育大綱

本市では、平成 28 年 3 月に小田原市教育大綱を策定しました。

本市の教育の在り方を「みんなで育てよう教育の木」と表現し、本市の教育の目標や施策の根本的な方針として、三つの基本目標と 9 の重点方針を定めました。

学校教育振興基本計画においては、教育大綱で掲げた基本目標を実現していくため、重点方針に沿って施策を展開していきます。



※本編 15 ページから 16 ページに記載の基本目標は、小田原市教育大綱の基本目標を本計画の基本目標としたものです。

また、63 ページから 64 ページ掲載の「教育の木」は小田原市教育大綱の概念をイメージ化したものです。

おだわらっ子の約束

本市では、平成16年4月に、小田原市と小田原市教育委員会の教育や青少年健全育成に対する基本的な取組姿勢として、「小田原市教育都市宣言」を掲げています。その理念を具体化し、その実現を図るものとして、子どもたちに守ってもらいたいルールや身に付けて欲しいことなどを公募し、平成19年1月に、おだわらっ子の約束として10の約束にまとめました。

学校教育振興基本計画においては、子どもたちの健やかな育ちを実現していくため、おだわらっ子の約束の普及と実践を進めていきます。

おだわらっ子の約束

おだわらっ子の約束は、この約束を守って、善い行いをする。おだわらっ子に語りかけます。



勇気をもちます

- 一 早寝 早起きして 朝ご飯を食べます
- 二 明るく笑顔であいさつします
- 三 「ありがとう」「ごめんなさい」を言います
- 四 人の話をきちんと聞きます
- 五 もったいないことをしません
- 六 どんな命でも大切にします
- 七 決まり 約束を守ります
- 八 人に迷惑をかけません
- 九 優しい心でみんなと仲良くします
- 十 「悪いことは悪い」と言えます

おだわらっ子の約束 わが家の行動目標!

<p>1 早寝 早起きして 朝ご飯を食べます</p> <p>① 子どもの時間を決め、けいめいのある生活をします。 ② 好き嫌いを気にせず、三食食べずしつかり食べます。 ③ 自分のことは、自分でできるようにします。</p> <p>わが家の目標! ()</p>	<p>2 明るく笑顔であいさつします</p> <p>① はきははと、正しい言葉遣いであいさつします。 ② 家族で朝「おはよう」のあいさつをします。 ③ 学校、地域、心のこもったあいさつをかわします。</p> <p>わが家の目標! ()</p>
<p>3 「ありがとう」「ごめんなさい」を言います</p> <p>① 感謝の気持ちを持ちます。 ② 喜ぶ言葉に励み、褒められる喜びを持ちます。 ③ 「ありがとう」「ごめんなさい」が素直に言えるようになります。</p> <p>わが家の目標! ()</p>	<p>4 人の話をきちんと聞きます</p> <p>① 人の話をじっくり聞き、その場にかかる行動がとれるようになります。 ② 自分と異なる意見に耳を傾け、正しい考えや意見に従います。 ③ 家族との会話を大切にします。</p> <p>わが家の目標! ()</p>
<p>5 もったいないことをしません</p> <p>① 自然資源を考え、電気・水道など資源を無駄遣いせず、節約に努めます。 ② みんなが使った物は丁寧に使用し、大切にします。 ③ 物を大切にし、すぐに新しい物を買ったりせず、我慢します。</p> <p>わが家の目標! ()</p>	<p>6 どんな命でも大切にします</p> <p>① 生き物を飼ったら、最後まで責任を持って育てます。 ② 自然や動植物を大切に育てます。 ③ 自分の命も人の命も大切にします。</p> <p>わが家の目標! ()</p>
<p>7 決まり 約束を守ります</p> <p>① 家族や友達との約束を守ります。 ② 学校や社会の決まりやルールを守ります。 ③ 自他の権利を大切にし、義務を果たします。</p> <p>わが家の目標! ()</p>	<p>8 人に迷惑をかけません</p> <p>① 公共の場所ですぐに片づけます。 ② 人の嫌がることをしません。 ③ 自分勝手な行動を控えます。</p> <p>わが家の目標! ()</p>
<p>9 優しい心で みんなと仲良くします</p> <p>① 相手の気持ちや立場に立って、行動します。 ② 困っている人を助けます。 ③ 家族や友だちを思いやり、大切にします。</p> <p>わが家の目標! ()</p>	<p>10 「悪いことは悪い」と言えます</p> <p>① いじめや不正を決して許さず、正義を貫きます。 ② 誰かが不正に起こし、自分の意見をはっきり言えます。 ③ うそをついたり、卑怯な態度をしません。</p> <p>わが家の目標! ()</p>

小田原市では、子どもたちに守ってもらいたいルールや身に付けて欲しいことなどを公募し、平成19年1月に「おだわらっ子の約束」として、10の約束にまとめました。ぜひ各家庭で「わが家の行動目標」を話し合い、定めてみてください。

基本目標

一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり

それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、輝かしく花開き、実を付けるためのひとづくりを目指します。

地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

教育は未来を拓きます。豊かで輝かしい未来をつくるため、多くの市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくりまします。

多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり

ひとや地域が持つ多様性を認め、伸ばし、活かしていくことが大切です。豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に活かし、小田原の地ならではの教育スタイルを確立します。

【重点方針】学校教育

変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」を身に付けた「未来を創るたくましい子ども」を、目指す子どもの姿として、本市の学校教育を推進します。

【重点方針】学ぶ力

身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れた学習を推進することで、学ぶ力を育みます。

【重点方針】豊かな心

文化や芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、多様な価値を認め、共感できる心を育てます。

【重点方針】生活力

子どもの育ちを社会の中で支え、地域のひとびととの様々な交流や体験を通じて、子どもたちの生活力を育みます。

地域とともにある学校

学校を支える様々なコミュニティ
地域拠点としての学校

【重点方針】コミュニティ・スクール

家庭・地域・学校が対等な立場で知恵を出し合い、諸課題を解決していくことで、地域とともにある学校づくりを進めます。

【重点方針】就学前教育

子どもたちの自己肯定感を育み、社会性の基礎の習得及び基礎体力の向上を図るなど、就学前教育の充実に努めます。

なで育てよう 教育の木

新しい風

新たな視点からの
まちづくり活動

豊かで輝かしい未来へ

【重点方針】 健やかな体

様々なスポーツ活動や食育を通じて、
社会を生き抜く体づくりを行うとともに、
スポーツマンシップやフェアプレイの
精神を学び、相手を尊重する心を養います。

学校

知
学ぶ力

徳

豊かな心

生き抜く力

個性・資質

体

健やかな体

生活力

生活習慣
社会規範
基礎体力

安心安全な教育環境の整備

【重点方針】 教育施設環境

誰もが安心して学べる豊かな教育
施設環境の整備を進めます。

ニティ

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会)

小田原の豊かな自然・歴史・文化

家庭

学校関連コミュニティ

・PTA
・スクールボランティア
・放課後子供教室等

地縁コミュニティ

・単位自治会／連合自治会
・おとなりさん等

地域

文化スポーツコミュニティ

・芸術文化団体等
・スポーツ団体、クラブ活動等

行政

福祉コミュニティ

・スクールソーシャルワーカー、民生委員児童委員
・放課後児童クラブ
・生活困窮世帯学習支援等

社会

【重点方針】 家庭教育

家庭教育は、教育の土台となる生活力を
養います。地域と連携しながら家庭教育
への支援を行います。

2 用語解説

(五十音順)

	語句	説明
あ 行	I C T	情報通信技術(Information and Communication Technology) の略。コンピュータやインターネット等のこと。
	栄養教諭	食に関する指導と学校給食における管理を一体的に行う役割を担う教諭
	O J T	On the Job Training の略。職場内で上司・先輩が、部下・後輩に日常の仕事を通じて、必要な知識、技能、仕事への取組等を意図的・計画的に教育すること。
	小田原市いじめ防止基本方針	平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、地方公共団体に対し、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定され、平成 26 年 12 月に、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、これまでのいじめ防止や指導の在り方等を整理し、小田原の子どもたちをめぐる様々な状況を踏まえて策定した基本方針。平成 30 年 3 月に改定
	小田原市学校施設整備基本方針	平成 16 年度に策定した「小田原市小中学校校舎リニューアル整備計画」を見直し、「小田原市学校教育振興基本計画」を基に給食センター、共同調理場を含めた学校施設全般の整備方針について定めたもの。
	小田原市教育大綱	小田原市の教育の目標や施策の根本的な方針。平成 27 年 4 月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成 28 年 3 月に策定
	おだわらっ子の約束	子どもたちに守ってもらいたいルールや身に付けて欲しいことを公募し、10の約束にまとめたもの。
	おだわらっ子ドリムシアター	質の高い芸術文化作品に触れ、体感することにより、豊かな感性や心を育むために、市内小学校 4 年生全員を対象に開催している芸術鑑賞
	おだわら・はあと	“小田原が好き・自分のことが好き”と語るができる子どもの育成をめざした小田原のよさを生かした学習のこと。人や自然、地域社会との関わりを、発達段階に応じて系統化している。
	おだわら未来学舎	様々な教育課題等についての知識と実践力向上の研修を行い、教職員としての専門性と人間力を高める自主研修の場

	語句	説明
か 行	外国語指導助手 (ALT)	Assistant Language Teacher の略。外国語活動や外国語の授業、国際理解教育に関する授業を支援するために配置している外国人指導助手
	外国につながるの ある児童生徒	国籍によらず、外国出身、海外生活経験あり、家族が外国出身など、外国にルーツがある児童生徒のこと。
	学力向上プラン	小田原のすべての子どもたちが、社会で生き抜く力を身に付けることをめざして、学力のとらえ、学力に関する課題、学力向上に向けた具体策を示したプラン
	学校運営協議会	保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って参画し、学校と共に知恵を出し合い、その意向を学校運営に反映させることができる協議会
	学校栄養職員	小・中学校及び共同調理場に勤務する栄養士
	学校評価	子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組
	学校評議員制度	市立学校の運営について、開かれた学校づくりをより一層推進し、学校が家庭や地域と連携しながら特色ある教育活動を展開するため、校長の求めに応じて、保護者や地域住民から学校運営に関する意見を聞くための制度
	カリキュラム・マ ネジメント	子どもや学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各校の教育活動の質の向上を図っていくこと。
	キャリア教育	子どもたちが「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができるようにする教育
	教育相談員	学校や関係機関と連携しながら、児童生徒やその保護者、教職員等からの教育に関する相談に対応する相談員
教育相談指導学級	不登校または不登校傾向を示している児童生徒に対し、社会生活への適応を促し、学校生活への復帰等を目指すために設置されている学級	

	語句	説明
か 行	教育ネットワーク	学校及び教育委員会に導入しているコンピュータ等の情報機器により構成しているネットワーク
	教育ファーム	生産者等の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまでを体験する教育活動
	言語障がい通級指導教室「ことばの教室」	発音や聞こえづらさ、ことばの発達など、ことばに対する苦手さの改善や軽減に向けて、主に個別で指導を行う教室
	研修相談員	教育研究所に所属し、教職員研修の指導、研究の助言等を行う相談員
	広域避難所	災害発生後の火災延焼等から一時的に身を守ることはもとより、火災や家屋倒壊等により住家を失った市民の避難場所として開設する避難所
	校内支援室	「学校へ登校はできるが、自分の教室に行くことができない」という生徒に対して、「学級へ復帰するためのステップの場」として校内に設置されている部屋
	校務支援システム	児童生徒の名簿・出席簿の管理、成績処理、通知表作成等、校務を効率的に処理するためのコンピューターシステム
	個別支援員	特別支援学級及び通常の学級に在籍する様々な教育的ニーズのある児童生徒に対して、適切な支援・指導を行うため、教員の補助者として配置する支援員
	個別指導員	教育上配慮を要する児童生徒に対して直接支援を行うとともに、教員にアドバイスを行うため、学校からの依頼により一定期間派遣する指導員
さ 行	産業医	教職員の心身の健康の保持増進にあたる専門の医師
	支援教育相談支援チーム	教育上特別な配慮を必要とする子どもへの支援について、専門的、実践的な指導・助言を行う医師、臨床心理士、関係機関等で構成するチーム
	市推薦研究事業	小中学校の研究会に、教科や領域等の教育内容や指導方法の工夫や改善について研究を指定するもので、研究成果を市の学校教育に反映させる。
	就学支援委員会	様々な課題を持つ児童生徒に対し、その教育的ニーズや必要な支援等について検討し、適切な就学相談、指導を行うための委員会

	語句	説明
さ 行	授業参観週間（学校へ行こう週間）	学校の教育活動や児童生徒の状況を保護者や地域の方に公開し、学校に対する一層の理解と協力を得るために設定された週間
	授業のユニバーサル化	特別な指導や支援を必要としている児童生徒だけでなく、学級すべての児童生徒の幅広い興味・関心や学力等に対応し、多様な学びを可能な限り保障できるような授業を行うこと。
	情緒障がい通級指導教室「コミュニケーションの教室フレンド」	友達と協調しながら楽しく学ぶことや集団行動に苦手さがあるお子さんに対して、学校生活をスムーズに送れるようにしたり、持っている力を引き出せるようにするための教室
	情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度
	人権教育移動教室	自他の生命を尊重し、世界の国や人々と共生していくことの大切さを学ぶ機会として、横浜国際人権センターから講師を招いて行う教室
	心理相談員	児童生徒やその保護者、教職員等の心の相談にあたる臨床心理士等
	スクールソーシャルワーカー	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る者
	スクールボランティア	知識や技能、経験、時間などを生かし、学校の教育活動を支援するボランティア
	スタディ・サポート・スタッフ	小学校入門期である 1 年生を対象として、円滑に学校生活を送るための学習支援、生活指導にあたるスタッフ
	総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、全ての地方公共団体に設置。首長と教育委員会の円滑な意思疎通を図り、連携して教育行政を推進していくための会議。平成 27 年度から設置
た 行	体力合計点	握力や反復横とび、50m走などの 8 種目の体力テストの成績を、1 から 10 点に得点化し合計したもの。
	チーム・ティーチング	2 人以上の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式。授業においては、チーフとなる教員が授業をリードし、サブとなる教員がチーフの指導を補充するなどの役割を担う。

	語句	説明
た 行	(学校施設の) 中長期整備計画	小田原市学校施設整備基本方針（平成 26 年 2 月）に基づく、中期計画（長寿命化計画、施設機能の向上）及び 長期計画（建替え計画）に該当する計画
	長寿命化改修	学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めるための新しい改修方法。従来のように建築後 40 年程度で建替えるのではなく、コストを抑えながら建替え同等の教育環境の確保が可能となる。
	特別支援教育相談室「あおぞら」	市立幼稚園、小・中学校に在籍する特別な教育上の配慮を必要とする子どもや、その教育に関わる保護者、教員の相談に応じ、発達相談や相談に応じた観察、心理検査、関係機関への紹介、連携などの支援を行う相談室
な 行	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や役割を併せ持つ施設として、都道府県知事が条例に基づき認定。地域の実情や保護者のニーズに応じていくつかのタイプがある。
は 行	ヒヤリ・ハット	重大な災害や事故には至らないものの直結してもおかしくない一歩手前の出来事
	部活動地域指導者	中学校の部活動に対し、学校の実情に合わせ、技術面の指導を中心に行う地域の協力者
	不登校生徒訪問相談員	不登校生徒の学校復帰等を目的として、学校と連携し主に家庭訪問により本人、保護者への支援を行う相談員
	放課後子ども教室	すべての児童を対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業
	放課後児童クラブ	保護者が就労等により家庭にいない小学生を対象に、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供する事業
ま 行	未来へつながる学校づくり	「地域一体教育」と「幼保・小・中一体教育」を基盤とし、地域ぐるみで子どもの学びと育ちを支える、小田原のよさを生かした特色ある学校づくり

3 小田原市学校教育振興基本計画策定有識者会議構成員名簿

	氏 名	所 属 (役職等)
学識経験者	重松 克也	横浜国立大学教授
	笠原 陽子	玉川大学大学院教授
	望月 國男	秦野市教育長職務代理者
市 民	綿引 いずみ	公募市民
教育委員会	栢沼 行雄	小田原市教育委員会教育長 (座長)
	和田 重宏	小田原市教育委員 (教育長職務代理者)
	萩原 美由紀	小田原市教育委員
	吉田 眞理	小田原市教育委員
	森本 浩司	小田原市教育委員
学校関係者	穂坂 明範	小田原市小学校長会代表者 (酒匂小学校)
	岩崎 由美子	小田原市中学校長会代表者 (橘中学校)
	鈴木 晶子	小田原市公立幼稚園長会代表者 (酒匂幼稚園)

4 策定の経過

年 月 日	内 容
平成 29 年 3 月 28 日	平成 28 年度第 2 回小田原市総合教育会議
平成 29 年 6 月 29 日	教育委員会事務の点検・評価 (1 回目)
平成 29 年 7 月 13 日	第 1 回小田原市学校教育振興基本計画策定有識者会議
平成 29 年 7 月 28 日	教育委員会事務の点検・評価 (2 回目)
平成 29 年 8 月 31 日	第 2 回小田原市学校教育振興基本計画策定有識者会議
平成 29 年 10 月 4 日	第 3 回小田原市学校教育振興基本計画策定有識者会議
平成 29 年 10 月 26 日	平成 29 年度第 2 回小田原市総合教育会議
平成 29 年 11 月 6 日	第 4 回小田原市学校教育振興基本計画策定有識者会議
平成 29 年 11 月 27 日	教育委員会定例会
平成 29 年 12 月 15 日 平成 30 年～1 月 15 日	パブリックコメントの実施 (意見提出者数 13 人・意見数 40 件)
平成 30 年 1 月 31 日	第 5 回小田原市学校教育振興基本計画策定有識者会議
平成 30 年 3 月 19 日	教育委員会定例会

小田原市学校教育振興基本計画

編集・発行 平成30年3月

小田原市教育委員会

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

報告第2号

事務の臨時代理の報告（平成30年3月補正予算）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年3月19日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

平成30年3月補正予算要求概要

(歳入)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容
(項) 国庫補助金 (目) 教育費補助金	30,824	大規模改造事業費補助金
(項) 繰入金 (目) スポーツ振興・ 教育環境改善 基金繰入金	△107,935	スポーツ振興・教育環境改善基金繰入金
(項) 市債 (目) 教育債	184,200	義務教育施設整備事業債
合計	107,089	

(歳出)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容	財源内訳			
			国庫支出金	地方債	その他	一般財源
(項) 小学校費 (目) 学校管理費	49,940	小学校教育環境整備経費 学校施設維持・管理事業 ・トイレ改修工事 (芦子、富水、東富水小学校) ・外壁改修工事 (山王、芦子小学校)	13,354	143,500	△107,935	1,021
(項) 中学校費 (目) 学校管理費	58,490	中学校教育環境整備経費 学校施設維持・管理事業 ・外壁等改修工事 (白山中学校)	17,470	40,700		320
(項) 予備費 (目) 予備費	△1,341					△1,341
合計	107,089		30,824	184,200	△107,935	0

平成 29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の小田原市の結果について

1 調査の目的

- (1) 子供の体力・運動能力等の状況に鑑み、国が全国的な子供の体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 各教育委員会、各国公立学校が全国的な状況との関係において自らの子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子供の体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- (3) 各国公立学校が各児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てる。

2 調査対象：小学校第 5 学年、中学校第 2 学年

3 調査事項および内容

- (1) 実技調査・・・新体力テスト（8 種類）
 - ①握力 ②上体起こし ③長座体前屈 ④反復横とび ⑤20m シャトルラン ⑥50m 走 ⑦立ち幅とび ⑧ボール投げ（小学校：ソフトボール、中学校：ハンドボール）
- (2) 児童生徒に対する質問紙調査・・・運動習慣・生活習慣等に関する項目
- (3) 学校に対する質問紙調査・・・子供の体力向上に係る取組等に関する項目

4 調査実施日

- (1) 実技調査・・・平成 29 年 4 月～7 月
- (2) 質問紙調査（児童生徒用、学校用）・・・平成 29 年 7 月

5 実技調査の結果

- (1) 体力合計点（平均）の経年比較

	小学校第 5 学年						中学校第 2 学年					
	男子			女子			男子			女子		
	市	県	全国	市	県	全国	市	県	全国	市	県	全国
H29	53.90	53.41	54.16	54.50	54.34	55.72	41.59	40.62	42.11	48.13	47.82	49.97
H28	54.58	52.92	53.92	55.65	53.69	55.54	41.56	40.14	42.13	47.61	46.89	49.56
H27	51.94	52.44	53.80	53.56	52.61	55.18	40.85	40.33	41.89	46.42	46.55	49.08
H26	52.41	52.49	53.91	51.98	52.47	55.01	40.36	39.92	41.74	47.17	46.18	48.66
H25	53.14	52.85	53.87	52.71	52.55	54.70	38.67	40.04	41.78	44.85	45.86	48.42

※体力合計点：8 種目の体力テスト成績を 1 点から 10 点に得点化して総和した合計点

(2) 種目ごとの平均値 *T得点：全国平均値を50点とした時の相対的な得点を示すもの

小学校5年生	男子				女子			
	小田原市	神奈川県	全国	T得点	小田原市	神奈川県	全国	T得点
握力(kg)	16.33	16.90	16.51	49.5	15.89	16.42	16.12	49.4
上体起こし(回)	20.66	19.93	19.92	51.2	19.07	18.49	18.81	50.5
長座体前屈(cm)	33.71	34.46	33.15	50.7	37.63	38.57	37.43	50.2
反復横とび(点)	41.42	39.64	41.95	49.3	38.79	37.38	40.06	48.2
20mシャトルラン(回)	50.73	48.63	52.24	49.3	38.32	36.77	41.62	48.0
50m走(秒)	9.30	9.34	9.37	50.7	9.62	9.62	9.60	49.8
立ち幅とび(cm)	146.53	148.86	151.71	47.6	139.57	142.21	145.47	47.2
ソフトボール投げ(m)	22.28	21.70	22.53	49.7	13.78	13.52	13.94	49.7

昨年度(平成28年度)より、記録が向上した種目が男子は3種目、女子は2種目ありました。昨年度より記録が低下した種目においても、著しく記録が低下しているということではなく、昨年度に近い記録でした。(例：ソフトボール投げでは男女とも10数cm程度の低下等)

県の平均値との比較では、男女ともに5種目で上回っています。また、全国の平均値との比較でも、男子が3種目、女子が2種目で上回る結果でした。

昨年から引き続き、「立ち幅とび」については男女ともに課題となっております。「瞬発力」を向上させるため、足腰の力強さを身に付けるとともに、瞬間的にタイミングよくその力を発揮できるような動きを数多く経験することが必要です。

中学校2年生	男子				女子			
	小田原市	神奈川県	全国	T得点	小田原市	神奈川県	全国	T得点
握力(kg)	28.20	28.28	28.89	49.0	23.31	23.43	23.82	48.9
上体起こし(回)	27.20	26.75	27.45	49.6	22.74	22.56	23.73	48.3
長座体前屈(cm)	43.90	41.85	43.20	50.7	45.22	44.38	45.86	49.3
反復横とび(点)	51.55	50.09	51.89	49.6	45.49	44.86	46.76	48.1
持久走(秒)	396.51	392.43	391.23	49.2	295.43	291.93	287.36	48.1
20mシャトルラン(回)	82.28	85.14	85.99	48.5	57.07	56.76	59.14	49.0
50m走(秒)	7.89	7.98	7.99	51.2	8.77	8.78	8.80	50.4
立ち幅とび(cm)	190.04	191.12	194.54	48.4	160.24	164.68	168.57	46.6
ハンドボール投げ(m)	20.77	20.17	20.56	50.4	12.84	12.56	12.96	49.7

昨年度(平成28年度)より、記録が向上した種目が男子は6種目、女子は7種目もあり、全体的に記録の向上が見られました。県の平均値との比較では、小学校同様に男女ともに5種目で上回っています。また、全国の平均値との比較でも、男子が3種目、女子が1種目で上回りました。

昨年度の分析から、特に課題とされていた20mシャトルランと持久走(全身持久力)、立ち幅とび(瞬発力)において、記録の向上が見られました。全身持久力の向上には、運動の反復や積み重ねが必要であることから、日常的な運動習慣がより高まった成果として捉えることもできます。

6 質問紙調査の結果

(1) 児童生徒質問紙調査の結果から

小学校第5学年	回答	男子		女子	
		小田原市	全国	小田原市	全国
運動が好き	好き・ やや好き	92.2	93.3	85.9	87.3
体力に自信がある	ある・ ややある	63.7	65.1	46.2	50.6
運動は大切	大切・ やや大切	90.7	92.4	88.8	89.2
体育の授業は楽しい	楽しい・ やや楽しい	93.2	94.4	90.8	90.9
体育授業の目標が示されている	示されている・ 時々示されている	91.3	83.1	91.6	83.2
体育授業で話し合う活動を行っている	行っている・ 時々行っている	91.7	85.1	92.6	85.2
平日、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見る時間	3時間以上	39.9	32.9	30.4	25.2

男女とも、多くの質問に、肯定的な回答をする児童が多く、体育の授業に関する質問については、昨年度に引き続き、90%以上の児童が肯定的な回答をしています。また、体育授業の目標が示されている・話し合う活動を行っているという2つの質問では、示されている・行っているという回答が全国平均よりも大幅に多いことから、体育の授業の充実が図られていることが伺えます。一方で、日常生活の中で、テレビやDVDゲーム機やスマートフォン等の画面を長時間視聴している児童の割合が高い数値を示しており、学校以外でも、スポーツや運動をしようとする児童の意欲を育み、環境を整えることが必要であると考えています。

中学校第2学年	回答	男子		女子	
		小田原市	全国	小田原市	全国
運動が好き	好き・ やや好き	90.1	89.0	79.7	78.6
体力に自信がある	ある・ ややある	51.8	52.1	35.4	35.7
運動は大切	大切・ やや大切	90.4	90.6	82.3	84.5
保健体育の授業は楽しい	楽しい・ やや楽しい	88.3	88.2	83.8	83.1
保健体育授業の目標が示されている	示されている・ 時々示されている	93.9	87.0	95.1	86.2
保健体育授業で話し合う活動を行っている	行っている・ 時々行っている	89.8	81.5	91.3	82.5
平日、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見る時間	3時間以上	42.6	32.4	41.2	32.4

小学校同様、男女とも、多くの質問に肯定的な回答をする生徒が多く、「運動が好き」という割合は男女とも全国平均を上回りました。保健体育の授業に関する質問についても、昨年度に引き続き、80%以上の生徒が肯定的な回答をしており、生徒が主体的に保健体育の授業に取り組んでいることがわかります。特に保健体育授業で話し合う活動を行っているという回答した生徒の割合が全国と比較しても高く、主体的で対話的な授業を目指す取り組みの成果と捉えています。この小中学校で共通している傾向については、小田原市の学校体育の取組の特長であると捉え、今後も大切にしていきたいと考えます。また、テレビやDVD、ゲーム機やスマートフォン等の画面の視聴については、小学校同様の傾向となっており、市全体の課題であると考えます。

(2) 学校質問紙調査の結果から

小学校・中学校	回答	小学校		中学校	
		小田原市	全国	小田原市	全国
体育/保健体育授業で、努力を要する児童・生徒に対する取組					
授業中に児童・生徒自らが工夫して行えるようにしている	している	80.0	43.6	63.6	32.7
友達同士で教え合いを促している	している	96.0	85.3	81.8	79.9
体育/保健体育授業以外で、体力向上の活動を行う上での取組					
児童/生徒による自主的な準備・計画を取り入れた	している	57.1	30.8	71.4	36.2
前年度、学校全体で体力・運動能力の目標設定	していた	40.0	59.1	45.5	64.8

運動やスポーツが苦手な児童生徒に応じた取組については、本市の課題の一つであると捉えていますが、本年度、各校でこのことを意識し、体育/保健体育の学習に対する工夫を行っている様子が見られました。児童生徒質問紙調査からも同様の回答となっていることから、指導者の意図が児童生徒に伝わっているという点でも評価できると捉えており、今後も継続していけるよう取り組みます。

一方、授業以外の体力向上の活動において、学校全体で体力・運動能力の目標設定をしていたか、の設問については、設定していたとする回答の割合が全国と比較して低くなっております。スポーツ庁の調査報告によれば、学校全体や学年での目標を設定するとともに、運動やスポーツが苦手な児童生徒に配慮しつつ工夫を行うことが、全体の基礎的運動能力の高まりにつながるという分析がございます。本市においても、様々な場面で、適切に目標を設定する機会を設けることで、児童生徒の体力・運動能力を高めていきたいと考えます。

7 今後の主な取組

- 各学校においては、「新体力テスト」等により、児童生徒の体力・運動能力の現状を把握し、その結果を体育・スポーツ活動等の指導に生かしていきます。引き続き、体育/保健体育の学習において、児童生徒の自主性を高める工夫に努めるとともに、運動やスポーツが苦手な児童生徒へのアプローチについても工夫していきます。
- 市教育委員会においては、指導員やアスリートを小中学校へ派遣するなどして、児童生徒の体力・運動能力や運動に関する意欲を高める取組を推進します。また、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて、適切な情報提供に努めます。

小田原市いじめ防止基本方針

平成 2 6 年 1 2 月
(平成 3 0 年 3 月改定)

小田原市

小田原市いじめ防止基本方針

〈目 次〉

はじめに	-----	1
I 基本的な考え方	-----	2
1 いじめの定義		
2 いじめに対する基本認識		
3 いじめ対策の基本理念		
4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方		
(1) いじめの未然防止		
(2) いじめの早期発見		
(3) いじめの早期対応		
(4) いじめの解消		
(5) 家庭との連携		
(6) 関係機関との連携		
(7) 地域との連携		
II 基本的施策・措置	-----	7
1 市が実施する施策・措置		
(1) いじめの未然防止のための措置		
(2) いじめの早期発見のための措置		
(3) いじめに対する措置		
(4) 家庭・関係機関・地域との連携		
(5) 学校評価における留意事項		
(6) その他		
2 学校が実施する措置		
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定		
(2) いじめの未然防止のための措置		
(3) いじめの早期発見のための措置		
(4) いじめに対する措置		
(5) 家庭との連携		
(6) 関係機関との連携		
(7) 地域との連携		
(8) 学校評価における留意事項		

Ⅲ 重大事態への対処 ----- 14

1 いじめの重大事態

2 市教育委員会又は学校による対処

- (1) 重大事態発生への報告
- (2) 事実関係を明確にするための調査
- (3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供
- (4) 調査結果の報告
- (5) 調査結果の公表

3 地方公共団体の長による再調査等

- (1) 再調査の実施
- (2) 調査結果の報告
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置

Ⅳ いじめ防止等を推進する体制 ----- 19

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

2 小田原市いじめ問題対策連絡会

3 小田原市いじめ防止対策調査会 調査研究のための附属機関

4 小田原市いじめ問題再調査会 再調査のための附属機関

はじめに

「いじめ問題」は、今日の著しい社会状況の変化の中で、複雑化・多様化しています。また、これまでなかった新たな課題も顕在化してきており、学校・家庭・地域との更なる連携が必要になっています。

こうした社会情勢を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第11条では国が、法第13条では学校が、いじめ防止基本方針の策定を義務付けられています。法第12条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。

本市では、平成16年4月に制定した『小田原市教育都市宣言』において、「一人ひとりが尊い命です。心身ともに健康で思いやりのある人の育成に努めます。」と宣言し、その理念を具体化し実現を図るべく平成19年1月に『おだわらっ子の約束』を制定いたしました。この約束では「明るく笑顔であいさつします」「どんな命でも大切にします」「優しい心でみんなと仲良くします」「『悪いことは悪い』と言える勇気もちます」等を掲げ、学校、家庭、地域・社会が一体となった子どもの健全育成を推進しています。

また、第5次総合計画では、「いのちを大切にす小田原」をまちづくりの目標に掲げ、平成23年2月には小田原市人権施策推進指針を策定し、「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり」をめざしています。

そして、これらをふまえ、市内各学校においては、いじめ問題を含めた児童・生徒指導について様々な取組を進めてきています。

小田原市では、平成26年12月、法の施行の機会を捉えて、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、これまでのいじめ防止や指導の在り方等を整理し、小田原の子どもたちをめぐる様々な状況を踏まえた『小田原市いじめ防止基本方針』（以下「市の基本方針」という。）を策定しました。

今般、法の施行から4年が経過し、国の『いじめ防止等のための基本的な方針』（以下「国の基本方針」という。）や、県の『神奈川県いじめ防止基本方針』（以下「県の基本方針」という。）が改定されました。今回の改定では、いじめの理解の促進、学校の組織的対応の強化、教職員がいじめ防止に取り組める環境の整備、児童・生徒の状況に応じた支援・指導の徹底、家庭・地域との連携や重大事態への対応の強化が掲げられています。それらの内容を反映させるため、市の基本方針も改定することとしました。

I 基本的な考え方

1 いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめは、法第2条で定めたとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、全ての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、子どもも大人も次のような基本認識をもって問題に向き合う必要があります。

- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損う、人間として絶対に許されない行為です。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害者と加害者になり得ます。
- いじめは、家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題です。
- いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるため、日頃から多くの大人の目で子どもを見守ることが必要です。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあります。

3 いじめ対策の基本理念

本市では、「いのちを大切に作る小田原」の実現をめざし、未来を担う子どもが地域で見守られながら健やかに成長できる環境づくりに努めます。

いじめ問題は、社会全体の問題であるという共通の認識をもち、子どもと大人がともに当事者意識をもっていじめ防止等に取り組むため、次の6項目を基本理念に掲げます。

- 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有します。そして、全ての子どもがいじ

めを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組みます。

- 大人は、あらゆる機会を通して、「いのち」はかけがえのない大切なものであることを子どもたちに伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組みます。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうることから、地域全体で子どもを見守ります。そのために、子どもに関わる全ての大人がいじめを正しく理解し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して取り組みます。
- 学校は、全ての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながるような集団づくりを進めていきます。
- 家庭は、いじめの防止等に向け円滑な人間関係を築くための基盤として、子どもたちの社会性や規範意識、コミュニケーション能力を育むことが大切です。

4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

市や市教育委員会、学校は、「いじめ」の特徴を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」、「解消」に向け適切に取り組むことが必要です。

また、いじめをしない、させない、ゆるさない社会の醸成のために、市や学校、家庭、地域、関係機関とが連携して取り組むことが必要です。

(1) いじめの未然防止

- 家庭や学校では、子どもの発達段階に応じ、人権を尊重し道徳心や規範意識を高める教育を通じて、「いのちを大切にすること」や「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力」を育むことが重要です。
- 子どもたちが、自分の存在が認められていること、大切にされていることを意識できることが重要です。そのために、家庭や地域では、家族や大人とふれあう機会を充実させるとともに、大人は子どもの育ちに関心を持ち、支えていく姿勢を示すことが必要です。
- 学校は、教育活動全体を通して、子どもたち一人ひとりに、豊かな情操や道徳心と、他者との関わりの中で互いの人格を尊重し合える態度や社会性、自分の思いを具体的な態度や行動で表すことができるコミュニケーション能力等の育成に努めることが重要です。
- 学校は、「いじめは人間として絶対に許されない行為であること」や、「当事者だけでなく観衆や傍観者がいじめの持続や拡大に大きく影響すること」を教え、子どもたちがいじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けることが重要です。
- 幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取り組むことが必要です。

(2) いじめの早期発見

- 教職員は、日頃から、児童・生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるよう資質や能力の向上を図ることが重要です。
- 学校は、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性*1 に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。
- 学校は、定期的に行うアンケート調査や個人面談等によって、常に児童・生徒の状況を把握するとともに、困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め子どもからの相談に真摯に対応することが重要です。
- 市は、家庭や地域と連携し、社会全体で子どもをいじめから守り、子どものいのちを守る意識をもっていじめ問題に取り組むよう、家庭や地域に対して、いじめに関する啓発を行う必要があります。

*1 いじめられていても、いじめを受けた子どもがいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合があるため注意深く状況を把握する必要があります。

(3) いじめの早期対応

- 学校は、いじめがあることを確認した場合は、あるいはいじめの疑いがある場合は、特定の個人が孤立したり、情報を抱え込んだりすることのないよう、管理職・学級担任・生徒指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、速やかに組織的に対応していくことが必要です。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速に対応します。
- 学校は、いじめがあることを確認した場合は、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保します。

(4) いじめの解消

- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対して、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導します。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導する*2 こともあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- 学校は、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、全ての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっか

り指導します。

- 学級担任や部活動の顧問等は、学級や部活動等の中で、いじめを許容しない雰囲気形成されるよう指導します。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態*3と判断することはできません。学校はいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもを日常的に注意深く観察します。

*2 例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。

*3 いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめに係る行為の解消

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

(5) 家庭との連携

- 家庭は、子ども一人ひとりのささいな変化を見逃さないよう、日頃から子どもとコミュニケーションをとることが大切です。
- 学校と家庭は、児童・生徒一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、「いのちを大切に作る心」や「他者を思いやる気持ち」を育むために連携して取り組むことが重要です。
- 学校は、いじめを受けた児童・生徒に対し、家庭と連携し、いじめから子どもを守るという強い姿勢を示すとともに子どもに寄り添い、安心して安全な学校生活を送れるよう適切な助言や支援を行うことが必要です。
- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行うことが必要です。

(6) 関係機関との連携

- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒が立ち直っていくためには、医療や福祉等の専門機関と協力して対応する必要があります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対応する必要があります。
- 学校や市教育委員会においては、「小田原市いじめ問題対策連絡会」を中心に、関係機関との適切な連携を図るとともに、関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催等により、日頃から情報を共有する体制を整えます。

(7) 地域との連携

- いじめの問題は、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せることから、学校と地域が連携して対応することが大切です。
- いじめを未然に防止していくため、日頃から子どもたちが、多様な価値観を持つ大人たちと様々な機会を通じて接し、大人たちから存在を認められているという思いを得られるような地域での体験活動等の推進も重要です。
- 学校は、PTAや地域の関係団体等と連携して、社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促していくことが必要です。

II 基本的施策・措置

法第 12 条では、地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めることが求められています。それを受け、本市では、「国の基本方針」及び「県の基本方針」を参考として、本市におけるこれまでのいじめ防止等に関する取組や小田原市学校教育振興基本計画等を踏まえ、地域の様々な関係機関・団体、市民の意見を取り入れ、市の基本方針を策定しました。

今後、この市の基本方針に基づき、次の取組を進めます。

1 市が実施する施策・措置

(1) いじめの未然防止のための措置（法第 15 条、第 19 条第 1 項、法第 21 条関係）

- いじめを未然に防ぐには、継続的、系統的な指導を行うとともに、地域一体となって児童・生徒を見守る体制をつくることが大切であることから、幼保・小・中一体教育、地域一体教育を基盤とした「未来へつながる学校づくり^{*4}」を推進します。
- 人間の生命がかけがえのないものであることを伝え、いのちを大切にすする心や、他人を思いやる心を育むため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実に努めます。
- あらゆる偏見や差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、多文化共生理解等を含めた、学校における人権教育の充実に努めます。
- 日頃の授業や特別活動、児童・生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を得られる学校づくりを支援します。
- 「インターネット上のいじめ」を防止し、効果的に対処することができるよう、学校や家庭に対し、必要な情報提供や啓発活動を行います。
- 警察や関係機関との連携により、いじめの未然防止につながる「非行防止教室」等を、学校や地域の実態に応じて実施します。
- 児童会・生徒会活動でのいじめ防止啓発や、異学年交流の活性化等、各学校における児童・生徒が主体となったいじめ防止の取組を支援します。
- いじめ問題は社会全体の課題であるという意識を、子どもに関わる全ての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて広報します。
- 学校の教職員が児童・生徒と向き合い、家庭、関係機関、地域住民等と連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするために、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、教職員が行う業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減を図ります。

^{*4} 未来へつながる学校づくり：「幼保・小・中一体教育」と「地域一体教育」を基盤とし、地域ぐるみで子どもの学びと育ちを支える、小田原のよさを生かした特色ある学校づくり

(2) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条、法第 18 条、法第 21 条関係）

- いじめの実態把握、早期発見のため、学校に定期的な報告を求め、取組状況等を点検するとともに、必要に応じて指導・助言を行います。
- いじめに関する相談や通報を受ける相談電話の設置や、スクールカウンセラー*5、スクールソーシャルワーカー*6、の学校への配置等により、児童・生徒及び保護者への相談体制の整備を図ります。
- 市及び関係機関・団体が設置しているいじめに関する相談・通報窓口の周知に努めるとともに、相互の連携が円滑に進むよう努めます。
- 教職員が、いじめを始めとする児童・生徒指導上の問題に対する認識を深め、指導力を高めることができるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

*5 スクールカウンセラー：いじめや不登校、暴力行為等の課題解決を図ることを目的とし、児童生徒、保護者等の心の相談にあたるため、県が各中学校区に配置する臨床心理士等。

*6 スクールソーシャルワーカー：教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し、該当児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。

(3) いじめに対する措置（法第 18 条、法第 23 条、法第 24 条、法第 26 条、法第 27 条関係）

- 市教育委員会は、学校からいじめ（いじめの疑いがあるものを含む）の報告を受けたときは、適切な対応がなされるよう状況に応じて指導・助言を行います。
- 市教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、解決に向けて関係学校が適切に対応できるよう、学校相互間の連絡・調整を図るとともに、自らも各学校と情報を共有し対応にあたります。
- 学校だけでは対応が困難な事案については、学校警察連携制度*7 を活用したり、県警少年相談・保護センターへ相談したりする等、関係機関と連携して対応にあたります。また、学校からの要請により、「児童・生徒指導支援チーム」を派遣したり、県教育委員会の「学校緊急支援チーム」と連携したりして、早期解決を図ります。
- いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して、必要に応じて、当該児童・生徒の出席停止を命じる等の措置を講じます。また、出席停止とした場合であっても児童・生徒の教育を受ける権利を保障し、立ち直りを支援します。
- 生徒指導関連の会議での情報提供や校内研修の資料の提供等により、教職員がいじめへの認識を深めることができるよう支援します。

*7 学校警察連携制度：児童・生徒や学校・保護者が悩んでいる事例において、警察と学校が情報を共有することで、解決につながりやすいと判断された場合、学校・家庭・警察が連携して指導・支援するための制度。平成 23 年 10 月 11 日から運用を開始しています。

(4) 家庭・関係機関・地域との連携（法第 17 条関係）

- 地域全体で学校の教育活動を支援する学校支援地域本部事業*8 や地域総ぐるみで子どもを見守り育てるスクールコミュニティ*9 を活用し、いじめ防止に学校と地域が連携し協力して取り組む体制づくりを推進します。
- 児童・生徒の規範意識や公共の精神を育むため、「おだわらっ子の約束」*10 の家庭や地域への一層の啓発を図るとともに、学校と家庭・地域が一体となって児童・生徒の「おだわらっ子の約束」を実践する態度を育てる取組を推進します。
- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、地域にある自治会、民生委員、児童委員等諸機関との連携を進める取組を行います。
- いじめ防止の対策が、関係機関、団体等との連携の下に適切に行われるよう「小田原市いじめ問題対策連絡会」を設置し、情報交換等を行うとともに地域で児童・生徒を見守る体制づくりを推進します。

*8 学校支援地域本部事業：地域全体で学校活動全体を支援するため、学校と地域の連携を図ろうとする取組で、学校を支援するボランティア活動を組織的なものにするこゝで、より効果的に学校の支援を図ろうとする取組。

*9 スクールコミュニティ：地域総ぐるみで子どもを見守り育てようという考えのもとに行われる事業で、PTA や子ども会、自治会等地域の活動情報を集約し情報紙を発信する「地域の子ども活動情報発信支援事業」、昔遊びやいろいろな体験を通じて異世代間の交流を図る「地域の見守り拠点づくり事業」があります。

*10 おだわらっ子の約束：市民の方々から寄せられた標語をもとに、子どもたちに身につけてほしいしつけや生活規範を 10 の項目にまとめたもの。平成 19 年 1 月制定しました。

(5) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 市教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアル実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

(6) その他（法第 10 条、法第 34 条関係）

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他必要な措置を講ずるよう努めます。
- 市の基本方針に位置付けた施策、措置等の取組状況について、「小田原市いじめ問題対策連絡会」で年度ごとに点検し、国の基本方針が改定された際も含め、必要に応じて見直しを行います。

2 学校が実施する措置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 法第 13 条では、全ての学校に対し、国の基本方針、県や市の基本方針を参考として、「学校いじめ防止基本方針」を定めることとしています。
- 学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処等について定めます。
- 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となります。
 - ・いじめの発生時における学校の対応を予め示すことは、児童・生徒及びその保護者に対し、児童・生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめを行う行為の抑止につながります。
 - ・いじめを行った児童・生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童・生徒への支援につながります。
- いじめの防止等には地域ぐるみで取り組む必要があることから、学校いじめ防止基本方針は、保護者や地域の方々、児童・生徒の意見を取り入れて策定し、見直すとともに、策定した基本方針については、学校のホームページや学校だより等で公開し、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめ防止等に取り組みます。
- 各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針に則り、次の取組を進めます。

(2) いじめの未然防止のための措置（法第 15 条及び第 19 条第 1 項関係）

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童・生徒の社会性を育むとともに、他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみます。
- 児童・生徒が、周囲の友人や教職員と信頼関係の構築に努めながら、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。
- 児童・生徒がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、当事者だけでなく、観衆や傍観者にもならないため、自分たちにできることを考え議論し、行動できるよう指導・支援に努めます。
- 学校は児童・生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- 学校として特に配慮が必要な児童・生徒*11 に係るいじめについては、当該児童・生徒への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- 他の児童・生徒や大人との関わり合いを通して、児童・生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、他人の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を育む取組を推進します。

- スクールボランティア*12 の方々との活動や、地域の中での体験活動、異学年間・異校種間の交流の充実を図ります。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払います。
- 「インターネット上のいじめ」を防止するために、情報モラル教育を推進し、児童・生徒の意識向上を図るとともに、講演会の開催等保護者への啓発に努めます。

*11 発達障害を含む障がいのある児童・生徒、海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、外国にながりのある児童・生徒、性同一障害に係る児童・生徒や「性的マイノリティ」とされる児童・生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童・生徒など。

*12 スクールボランティア：知識や技能、経験、時間等を生かし、学校の教育活動を支援するボランティア。

(3) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から児童・生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談*13 の実施等により、児童・生徒が日頃から相談しやすく、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速に対応します。
- 児童・生徒の小さな変化やサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチする意識を高めるために、校内研修等を実施します。
- アンケート調査にインターネット上のいじめに関する質問項目を設ける等、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。
- 教育相談等で得た児童・生徒の個人情報については、取扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめに関する情報を得た場合は、教職員全体で共有し、適切に対処します。

*13 アンケート調査や教育相談において、児童・生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、該当児童・生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければなりません。

(4) いじめに対する措置（法第 22 条及び法第 23 条関係）

- いじめの疑いがあるときや、発見・通報を受けたときには、特定の教員が抱え込まず、法第 22 条の規定に基づく「いじめ防止等のための組織」を中心に、速やかに事実確認や対応方針の決定を行うとともに、それらの状況については市教育委員会に報告します。
- いじめを受けた児童・生徒の安全確保を、いじめが解消するまで図るとともに、いじめを受けた児童・生徒、保護者の苦しみや辛さを受け止め、解消に向けた対応や心のケア等の支援を行います。
- 教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童・生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発防止に努めます。
- いじめを行った児童・生徒に対しては背景等を十分に理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導します。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及び保護者、また、いじめを行った児童・生徒及び保護者への継続的な指導・支援等を行います。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と教育委員会の間で情報を共有して対応します。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合の対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと、関係する専門機関等と連携して取り組みます。
- インターネット上の不適切な書き込み等による「インターネット上のいじめ」について、通報や相談を受けた場合は、情報を確認し、被害の拡大を防ぐために、書き込み等の削除を依頼する等必要な措置を行います。
- いじめに関する事実確認等で得た情報は、取り扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめの対応にあたっては、児童・生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分配慮して、適切に対応します。

(5) 家庭との連携（法第 17 条関係）

- P T Aとの連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用する等、いじめの防止等における家庭の役割や、児童・生徒がいじめを行うことのないよう保護者が指導に努めることの大切さ等について、家庭への啓発を行います。
- 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談、家庭訪問等を通して保護者と連絡をとりあい、いじめの未然防止・早期発見に努めます。
- 子どもがいじめを受けている、あるいはいじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校や関係機関等に相談や情報提供できるよう、相談・通報窓口を周知するとともに、懇談会や面談の機会を通して連携を深めます。

- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。

(6) 関係機関との連携（法第 17 条及び第 19 条関係）

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。
- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関と連携して取り組みます。
- 「インターネット上のいじめ」の未然防止に向けた啓発や「インターネット上のいじめ」が発見・通報された場合の迅速で適切な対応に向けては、警察等と連携して取り組みます。

(7) 地域との連携（法第 17 条関係）

- 青少年育成関係団体や学校運営協議会・学校評議員会*14、スクールボランティア等の地域団体等との連携を図り、地域総ぐるみによる見守り体制の整備に努めます。
- 地域で子どもたちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所等、地域の人々とふれあう機会の充実を図ります。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の状況については、学校運営協議会・学校評議員会での議題としたり、学校評価の項目として設定したりする等、その改善に努めます。

*14 学校運営協議会・学校評議員会：市立学校の運営について、保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れ、開かれた学校づくりを推進するため各学校で開かれる会議。各校の学校運営協議会・学校評議員は市教育委員会が任命・依頼します。

(8) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアル実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価項目に位置づけるよう努めます。

Ⅲ 重大事態への対処

1 いじめの重大事態

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により適正に対応します。

重大事態の定義（法第 28 条第 1 項）

- ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

（例）

- ・ 自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対処する。）

- 児童・生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立て*15 があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等に当たります。

*15 児童・生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する必要があります。

2 市教育委員会又は学校による対処

(1) 重大事態発生への報告

重大事態が発生した場合、学校は、校内組織を中心に事実確認を正確かつ迅速に行うとともに、直ちに市教育委員会へ報告します。市教育委員会は、個々の状況を十分把握したうえで、速やかに市長に報告します。

また、市教育委員会は、県の支援の必要がある場合等には、県教育委員会にも報告します。

(2) 事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査は、市教育委員会又は学校で行います。調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた市教育委員会が判断します。

〔判断の考え方〕

次のいずれかに該当するときは、市教育委員会において調査を実施します。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、外部から必要な人材の参加を求める等、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

学校が調査主体となる場合であっても、市教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

イ 市教育委員会が調査主体となる場合

市教育委員会が行う調査は、後述する「小田原市いじめ防止対策調査会」において実施します。

なお、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に必要な協力を要請します。

(3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切な方法で情報提供を行います。

これらの情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

(4) 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、市教育委員会が実施した調査結果は、直接、市長に報告します。

なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめ

を受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する市教育委員会又は学校は、予め、そのことをいじめを受けた児童・生徒又はその保護者に伝えておきます。

(5) 調査結果の公表

学校又は市教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特設の支障がなければ公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

3 地方公共団体の長による再調査等

(1) 再調査の実施

重大事態について報告を受けた市長は、法第 30 条第 2 項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、再調査を行うことができます。

本市では、法第 28 条に基づき学校又は市教育委員会が実施した調査について当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると市長が認める場合、後述する「小田原市いじめ問題再調査会」において再調査を実施します。

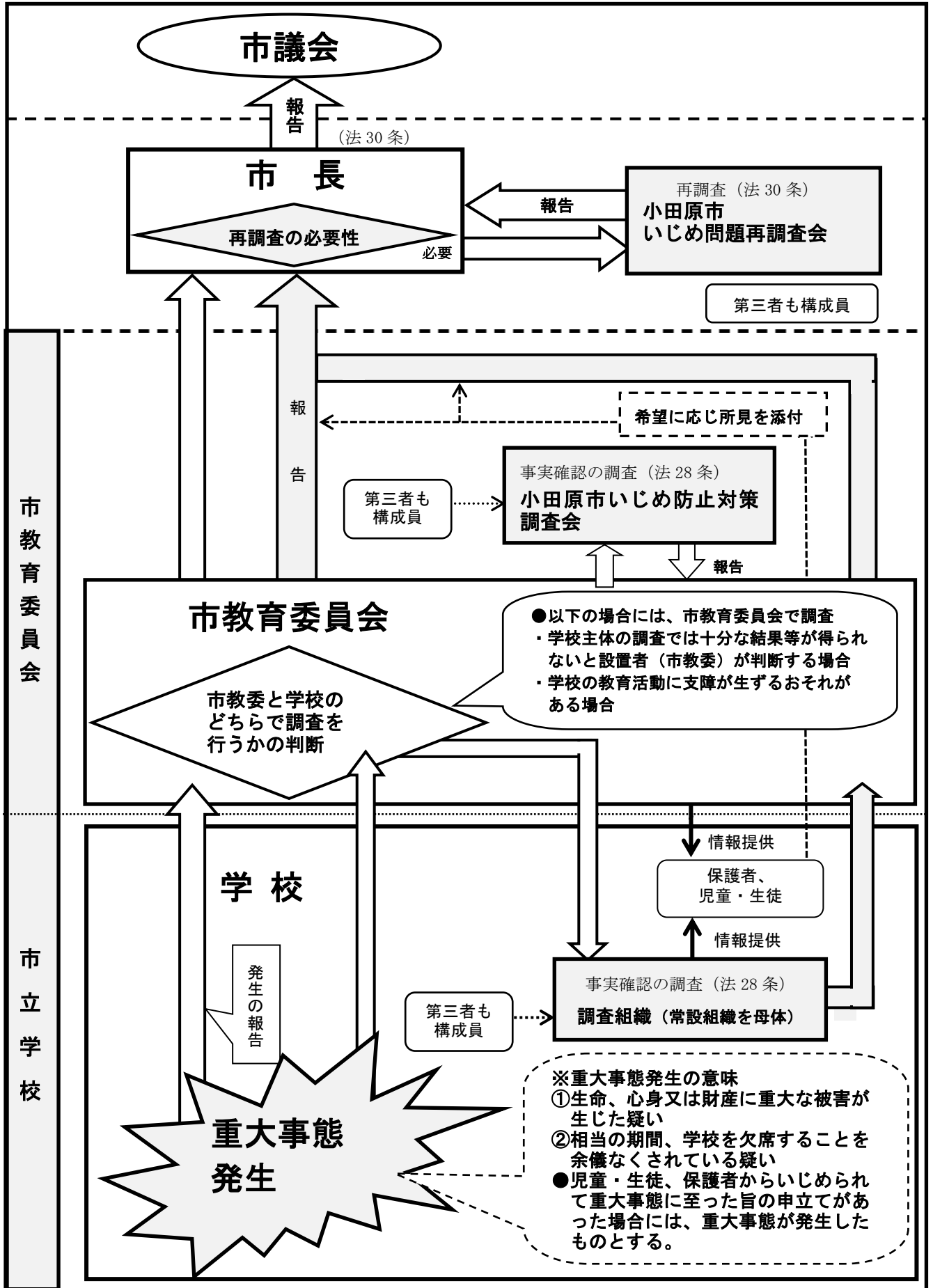
(2) 調査結果の報告

学校で発生した重大事態について実施した再調査の結果については、法第 30 条第 3 項の規定により市議会に報告します。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置

市長および市教育委員会は、市長による再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとされています。そこで、市教育委員会においては、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援等、県教育委員会と連携し、必要な措置を講じます。

重大事態発生時の対応について



IV いじめ防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設します。

この組織は、児童・生徒指導の根幹に位置付く組織であり、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。設置に当たっては、各学校の実情を踏まえ、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用する場合があります。その際、いじめの防止等の対応に必要な人材を追加する等、各学校において配慮することとします。また、この組織が、いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童・生徒から認識されるようにします。

市教育委員会は、この組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行います。

(2) 組織の構成員

この組織の構成員は、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職や総括教諭、児童・生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター*16、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心として構成します。

また、対応する事案に応じて学級担任や教科担任、第三者等も構成員に追加する等、柔軟な組織運営を図ります。

なお、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、自らその一員であることを児童・生徒及び保護者等に積極的に伝える取組を行うものとします。

*16 教育相談コーディネーター：各学校で児童生徒への支援に取り組む際に、組織的な課題解決に向けた推進役となる教員のこと。

(3) 組織の役割

この組織は、当該学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担います。主な役割は、次のようなものがあります。

【未然防止】

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめを受けた児童・生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

2 小田原市いじめ問題対策連絡会

(1) 連絡会の設置

いじめの防止等に向けて、市、学校、地域の関係機関・団体等が連携した取組を円滑に進めることができるよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体の代表者等で構成する「小田原市いじめ問題対策連絡会」を設置します。

(2) 連絡会の構成員

連絡会は、市立小・中学校、市教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、その他の関係機関・団体の代表者等で構成します。

(3) 連絡会の役割

連絡会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、次の事項について、情報共有、協議等を行います。

- ・ 市の基本方針に基づく各団体の取組状況
- ・ いじめに関する地域の状況や課題
- ・ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- ・ いじめの防止等に向けた団体間の連携
- ・ 市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直し 等

3 小田原市いじめ防止対策調査会 調査研究のための附属機関

(1) 調査会の設置

法第14条第3項の規定により、いじめ防止対策のあり方や実効性を高めるための調査研究を行うため、市教育委員会の附属機関として「小田原市いじめ防止対策調査会」を設置します。

また、本調査会は法第28条第1項に基づき、いじめの重大事態に対処し、同様の事態を防止するため設ける組織とします。

(2) 調査会の構成員

本調査会は、市立小・中学校、市教育委員会、弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者等で構成する全体会議と、その下に、重大事態の調査を専門的に行うための部会を設置します。この部会は、全体会議の構成員のうち、弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者等で構成します。

(3) 調査会の役割

- ・ 市の基本方針に基づくいじめ防止のための対策のあり方及び対策の実効性を高めるための調査研究
- ・ 市立学校で発生したいじめの重大事態の事実関係を明確にするための調査

4 小田原市いじめ問題再調査会 再調査のための附属機関

(1) 再調査会の設置

学校又は市教育委員会が行ったいじめの重大事態の調査結果について、市長が再調査を行う必要があると認めた場合、法第30条第2項の規定に基づく再調査を行うための附属機関を市長部局に設置します。

(2) 再調査会の構成員

小田原市いじめ問題再調査会は、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者等で構成します。

小田原市いじめ防止基本方針

平成30年3月改定

小田原市

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地